

# 松田町子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月  
松 田 町



# はじめに

本町は、将来を担う子どもたちを健全に育成するために、松田町第5次総合計画において「元気と心かよう安らぎを育む」、「未来をひらく人と文化を育む」を目標に掲げ、保育サービスの充実や健康保健事業など様々な施策に取り組んで参りました。



しかしライフスタイルが変化していくなかで、少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、子育て世帯を取り巻く環境は厳しさを増し、孤立化と負担感を深めているのが現状となっています。このため、子どもたちが心豊かで健やかに育つためには、地域社会を構成するすべての人が、子育てを支えていくことが必要な時代となってきています。

こうした社会情勢や住民ニーズに対応し、施策を計画的に推進していくため、今般、平成27年度から平成31年度までを期間とする「松田町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画では、次代を担う子どもたちを育成していくために、今後さらに町が取り組む施策などを定めております。

また、この計画と同時にスタートする松田町第5次総合計画新まちづくりアクションプログラムとも連携し、中学生までの小児医療費の補助(継続)、子育て世帯の水道料補助などの町独自の施策に加え、保育所の定員拡大や学童保育の施設拡充、幼稚園・保育所における預かり保育など、少子化対策と定住化に向けた取り組みを来年度から展開する予定です。

施策の実現には、さまざまな課題もあると思われませんが、妊娠、出産期から学童期までの切れ目の無い子育て支援を目指して着実に推進してまいりますので、今後とも、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に熱心にご審議をいただきました松田町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、住民ニーズ調査等にご協力いただいた多くの保護者や関係者の方々に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

松田町長 **本山 博幸**



# 目次

---

## 第1章 計画の概要

---

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画期間	4
5	計画策定体制と経過	5

---

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く環境の状況

---

1	松田町の人口動態等の現状	7
2	保育・教育の取り組み	18
3	子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果と分析	31
4	松田町次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価	39
5	松田町の子ども・子育てを取り巻く課題	40

---

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

1	基本理念	42
2	計画の基本的な視点	43
3	基本目標	44
4	施策の体系	45

---

## 第4章 施策の展開

---

基本目標1	母と子のいのちと健康を守る	47
基本目標2	子どもの豊かな個性と生きる力を育む	50
基本目標3	多様な子育て支援サービスを展開する	56
基本目標4	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	62

---

## 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

---

1	教育・保育提供区域の設定	66
2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方	66
3	各年度における教育・保育の量の見込み並びに 提供体制の確保の内容及びその実施時期	71
4	各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び その実施時期	75
5	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する 体制の確保に関する事項	88
6	教育・保育施設と地域型保育事業の連携	88

---

## 第6章 計画の進行管理

---

1	施策の実施状況の点検	89
2	国・県等との連携	89

---

## 資料編

---

1	松田町子ども・子育て会議条例	90
2	策定経過	92
3	松田町子ども・子育て会議委員名簿	93
4	用語解説（50音順）	94

## 1 計画策定の背景

近年、わが国において急速な少子化が進行するなか、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労環境、子育て環境も依然として厳しい状況にあります。

さらに、仕事と子育ての両立を希望する女性を支援する環境の整備が求められていますが、都市部を中心に、依然として多くの待機児童が存在しています。

このように、子育てを取り巻く環境が厳しさを増すなか、すべての子どもたちが笑顔で成長していくことができるよう、子育て世帯の保護者は日々子育てに励んでいます。

こうした保護者を支えるため、本町は子育て家庭のニーズに答えられるよう各種保育・子育て支援サービスの拡充や医療体制の充実などに取り組むとともに、子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるように、きめ細やかな相談体制の充実や、子育て情報の提供、親と子の居場所づくり、地域でのネットワークづくりの推進など、様々な取り組みを進めてきました。

今後も、すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために、子ども・子育てをめぐる様々な問題を解決し、子どもの「育ち」と「子育て」を、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが求められています。

さらに、子どもが健やかに育つために、あらゆる主体が連携して取り組むことで、安心できる子育て環境が実現するとともに、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるまちづくりを進めていくことが大切になります。



## 2 計画策定の趣旨

わが国の子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成 15 年）等に基づき、総合的な施策が講じられてきており、その中で、将来の次世代育成支援として、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を制定され、地方公共団体や事業主に行動計画を策定することが義務づけられ、次世代育成支援対策の推進が図られてきました。

そして、更なる子どもの「育ち」や「子育て」をめぐる社会・経済の環境の変化による現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、地域での子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24 年 8 月に成立しました。

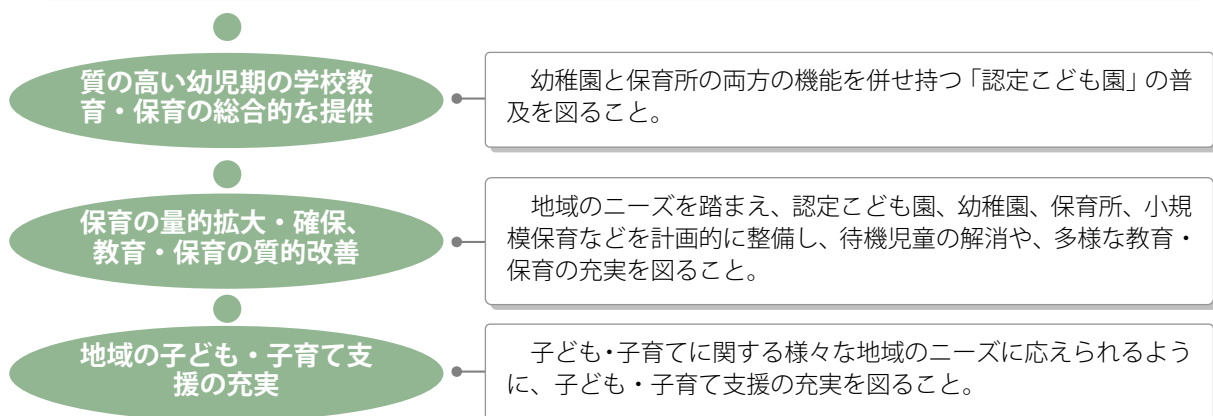
この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、子ども・子育て関連法の一つ、「子ども・子育て支援法」では 5 年を 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

この計画は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に策定するものです。

### 【 子ども・子育て関連 3 法と制度の主な内容 】

新制度の創設に関する次の 3 つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連 3 法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）





### 3 計画の位置づけ

#### (1) 法的な位置づけ

この計画は、松田町第5次総合計画に掲げられている「緑と清流のまち、ゆとりを楽しむ きらめく松田」の実現を目指し、子ども・子育て支援法に基づく計画として位置づけます。

また、松田町第5次総合計画の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置づけ、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、町民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画とします。

#### (2) 計画の対象

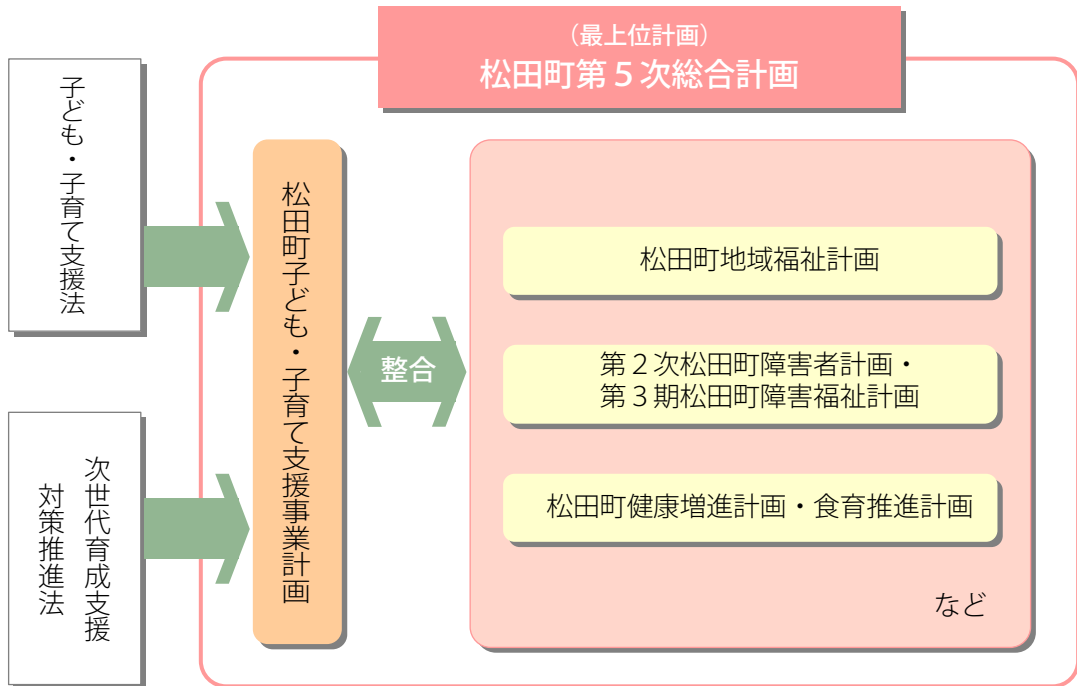
この計画の対象は、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体が対象となりますが、学童期までの子どもや子育て家庭等を主たる対象とします。また、子ども・子育て支援法及び基本指針が定めるところの、就学前の教育・保育事業と地域における子育て支援事業を対象とします。

#### (3) 次世代育成支援行動計画及び関連計画との関係

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、「次世代育成支援対策推進法に基づき作成する地域行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行うこと」とされています。しかし、子ども・子育て支援事業計画策定年度は、次世代育成支援対策推進行動計画の計画期間中であるため、子ども・子育て支援事業計画と関連のある、国が指定した9つの事業について、現状と課題について整理し、子ども・子育て支援事業計画に反映することとします。

また、松田町第5次総合計画、松田町地域福祉計画、第2次松田町障害者計画・第3期松田町障害福祉計画、松田町健康増進計画・食育推進計画などの諸計画との整合を図りながら、子ども・子育て支援事業計画における施策を推進していきます。

【 計画の位置づけ 】



## 4 計画期間

「子ども・子育て支援法」において、自治体は平成27年度から5年を1期とした計画を定めるものとしています。したがって、この計画は、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。なお、計画を推進していく過程においては、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

【 計画の期間 】

平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度 ～ 36年度	
策定	→					次期計画 策定	→

## 5 計画策定体制と経過

### (1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

この計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童（0～5歳）の保護者453人（回収：232人）、小学1～5年生の保護者393人（回収：195人）を対象として、「松田町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

### (2) 「松田町子ども・子育て会議」の設置

この計画へは子育て当事者等の意見を反映するとともに、本町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、子どもの保護者、公募による町民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「松田町子ども・子育て会議」を条例により設置し、計画の内容について審議し、計画書に反映させてきました。

日程	回	内容
平成25年10月8日	第1回目	・子ども・子育て支援新制度の概要等について ・松田町の子育ての現状等 ・ニーズ調査（事前調査）について
平成26年3月25日	第2回目	・「松田町子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童）」の結果について ・子育て支援サービス量の見込みについて ・平成26年度のスケジュールについて
平成26年5月26日	第3回目	・「松田町子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学後児童）」の結果について ・子育て支援サービス「量の見込み」の算出結果について ・子育て支援サービスの「確保方策等」について ・松田町子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について
平成26年7月30日	第4回目	・子育て支援サービス「量の見込み」の算出結果について ・子育て支援サービスの「確保方策等」について ・松田町子ども・子育て支援事業計画（素案）について ・子ども・子育て支援新制度施行に伴う条例等の対応について
平成26年10月14日	第5回目	・子ども・子育て支援新制度施行に伴う条例について ・松田町子ども・子育て支援事業計画（原案）について
平成27年2月25日	第6回目	・松田町子ども・子育て支援事業計画（案）について ・特定教育・保育施設等の利用者負担額について ・保育に関する要件等について



1 松田町の人口動態等の現状

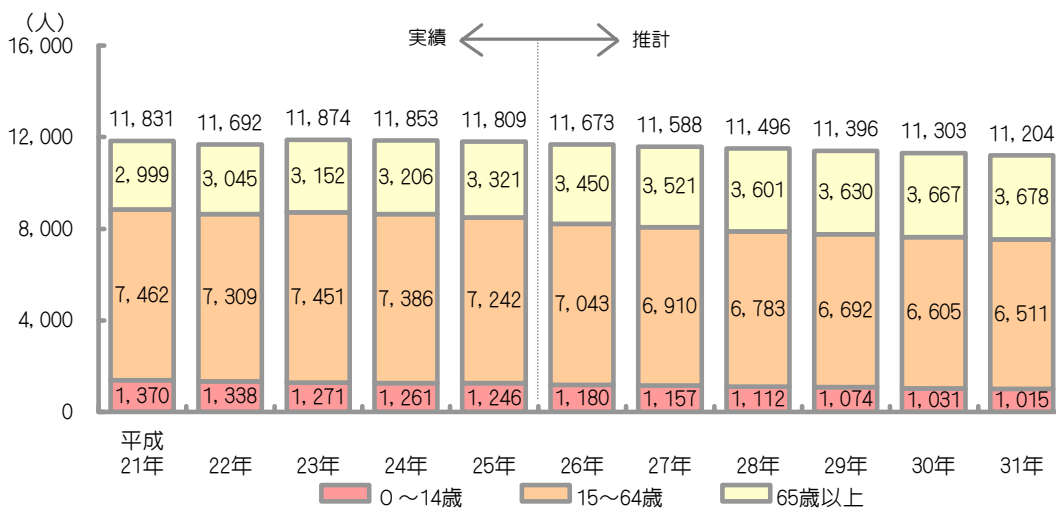
(1) 人口推移と推計

松田町における人口の推移をみると、総人口は平成7年から平成25年において減少傾向となっています。平成26年以降の推計人口は、年々減少していくことが推測されます。



年齢3区分別にみると、0～14歳の割合は、平成23年以降おおむね横ばいですが、65歳以上は年々増加しており、少子化・高齢化が進んでいます。

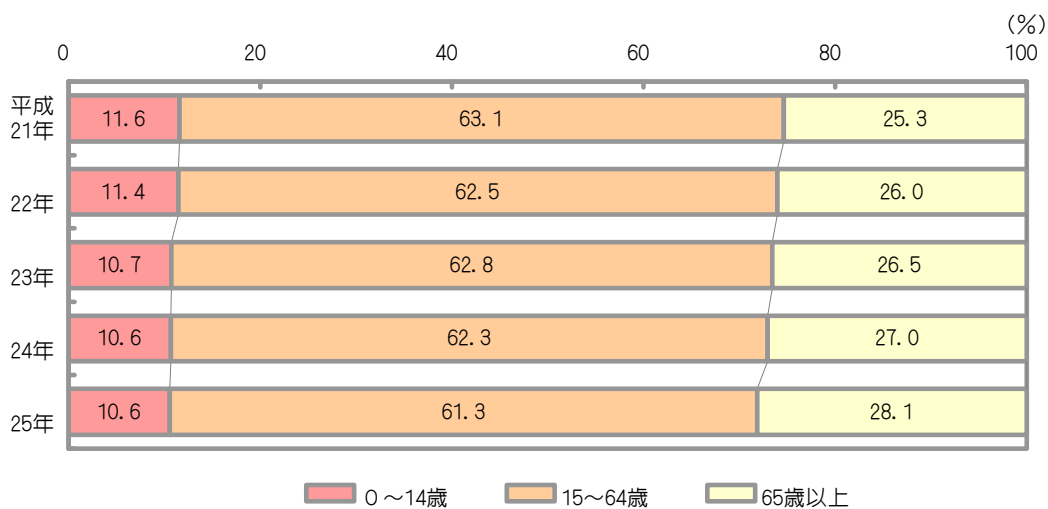
【 人口推移と推計 】



資料：政策推進課（各年1月1日現在）

※ 推計人口は住民基本台帳を元に計算したものの。

【 年齢3区分別人口構成の推移 】

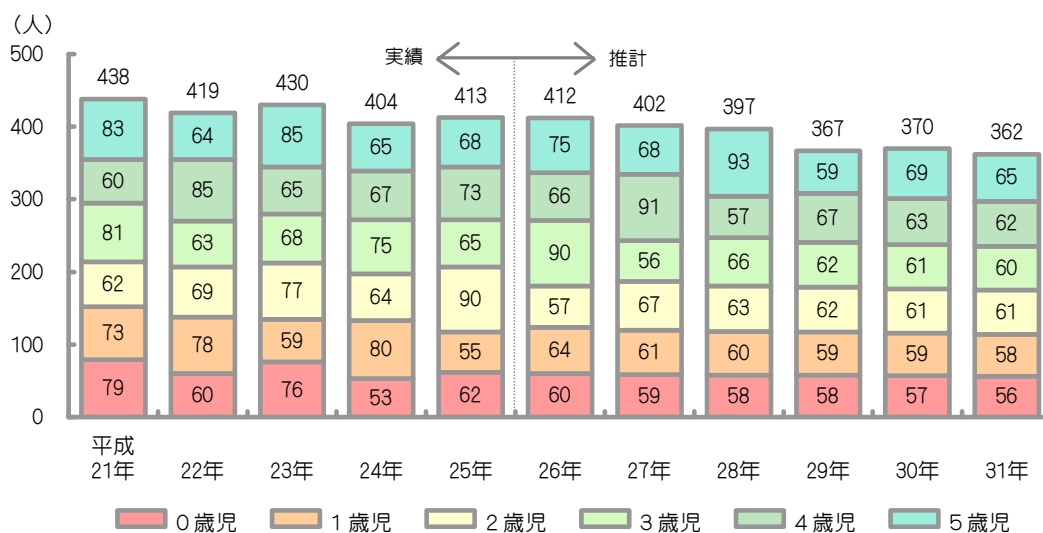


資料：政策推進課（各年1月1日現在）

## (2) 子どもの人口の推移と推計

松田町における年齢別子どもの人口の推移と推計をみると、減少傾向がみられ、平成25年では413人となっています。平成26年以降の推計人口も、減少傾向にあると推測されます。

【 年齢別子どもの人口の推移と推計 】



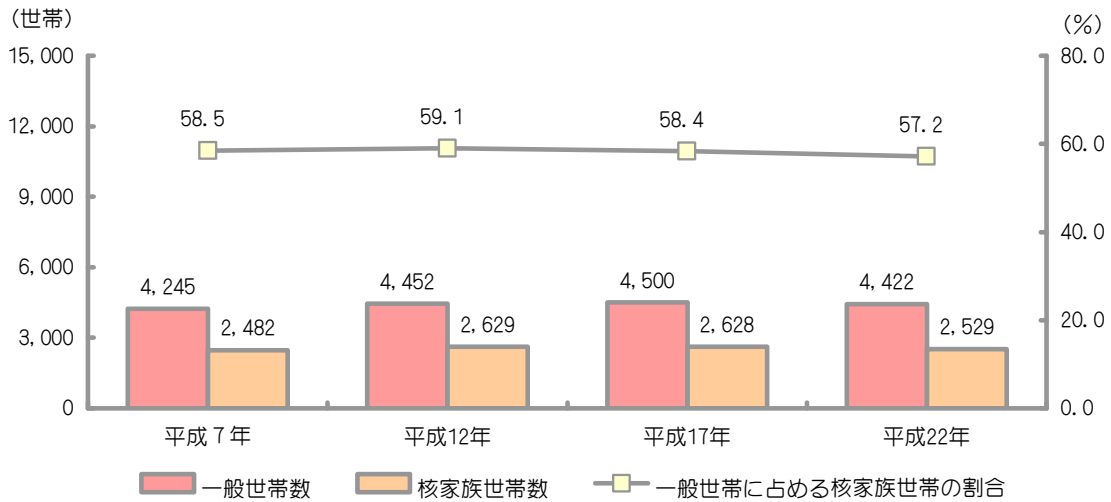
資料：庁内資料

※ 推計人口は住民基本台帳を元に計算したものの。

### (3) 世帯構成の状況

松田町における核家族世帯数等の推移をみると、ほぼ横ばいとなっています。

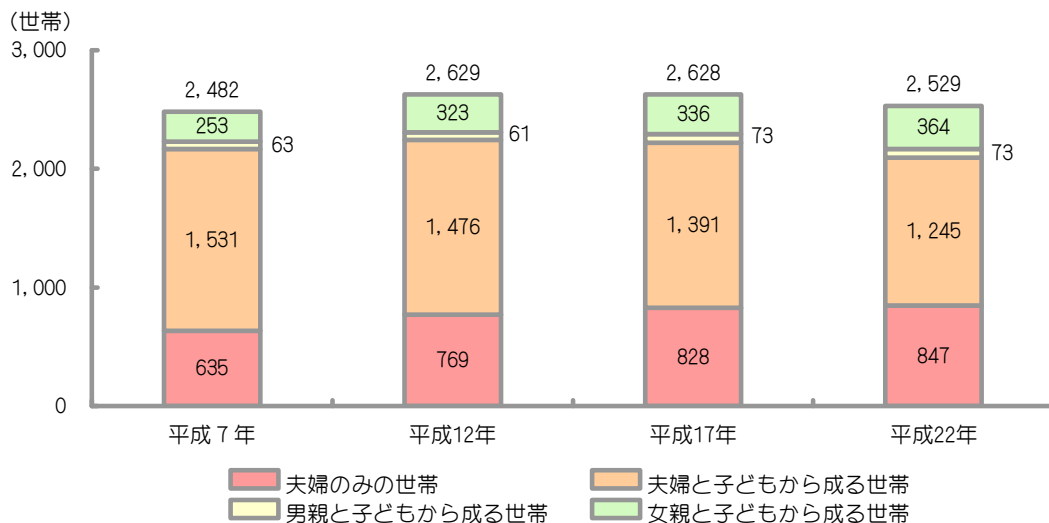
【 核家族世帯数等の推移 】



資料：国勢調査

松田町における核家族世帯の内訳の推移をみると、夫婦と子どもから成る世帯の割合が減少しており、夫婦のみの世帯及び女親と子どもから成る世帯の割合が増加しています。

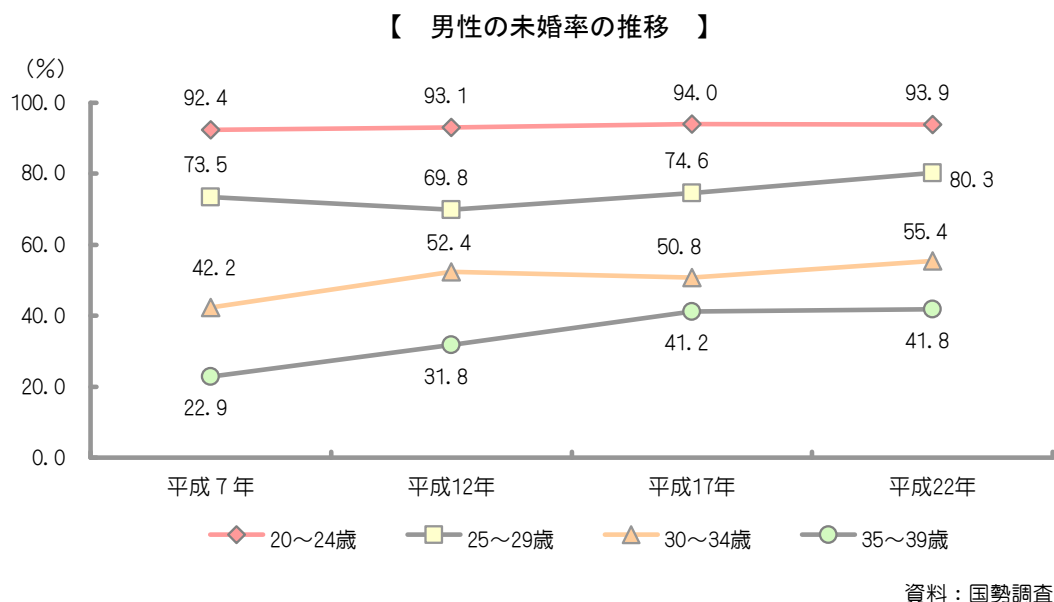
【 核家族世帯の内訳の推移 】



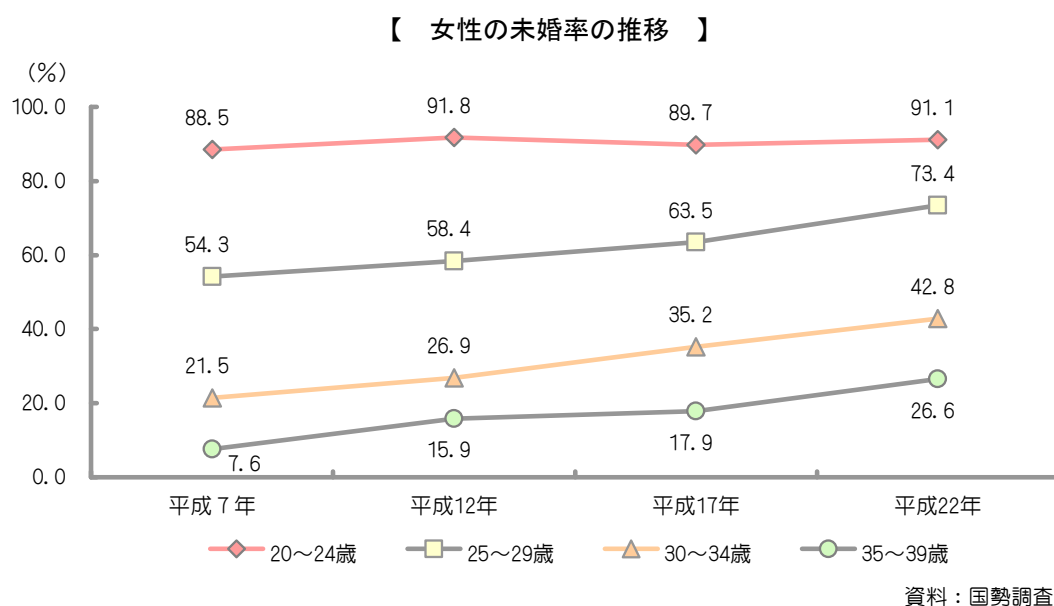
資料：国勢調査

## (4) 婚姻の状況

松田町における男性の未婚率の推移をみると、20～24歳を除き、どの年齢も増加傾向にあり、平成7年に比べ、平成22年には35～39歳で18.9ポイント増加しています。



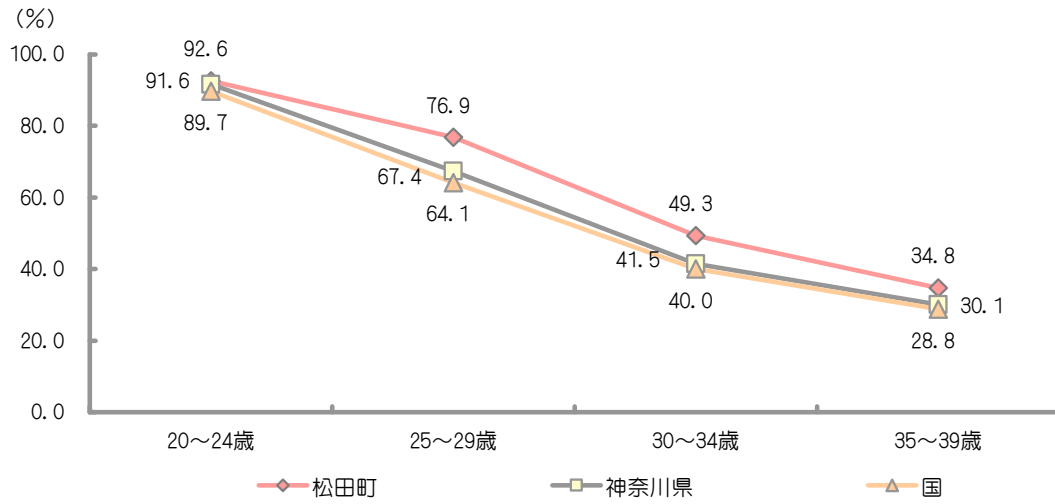
松田町における女性の未婚率の推移をみると、20～24歳を除き、どの年齢も増加傾向にあり、平成7年に比べ、平成22年には30～34歳で21.3ポイント増加しています。また、男性の未婚率の推移と比較して、全体的に低くなっています。





松田町における未婚率の比較の推移をみると、松田町はどの年齢も神奈川県、国より高くなっています。

【 未婚率の比較の推移 】



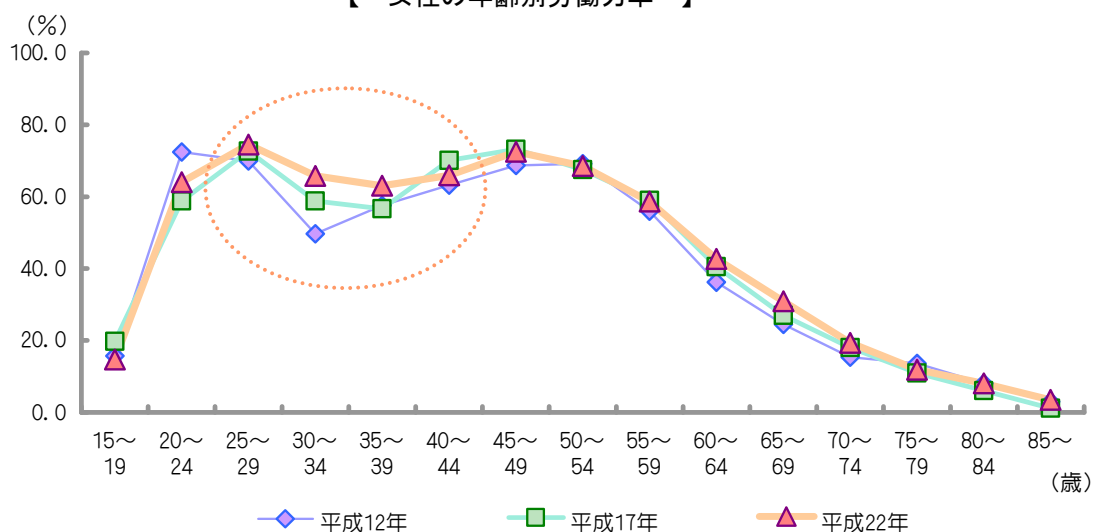
資料：国勢調査

## (5) 女性の労働状況

松田町における女性の年齢別労働力率の推移をみると、平成12年に比べ、平成22年には特に30歳代において、女性の労働力率は上昇しており、30歳代の出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブは解消されつつあります。

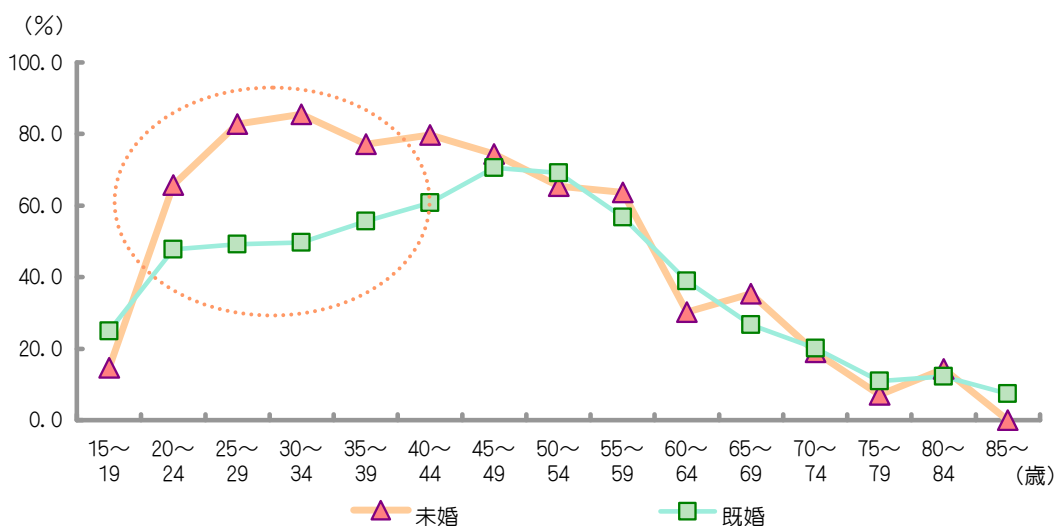
また、女性の未婚・既婚別労働力率の推移をみると、未婚と既婚では20、30歳代で、平均27ポイントの差となっています。

【 女性の年齢別労働力率 】



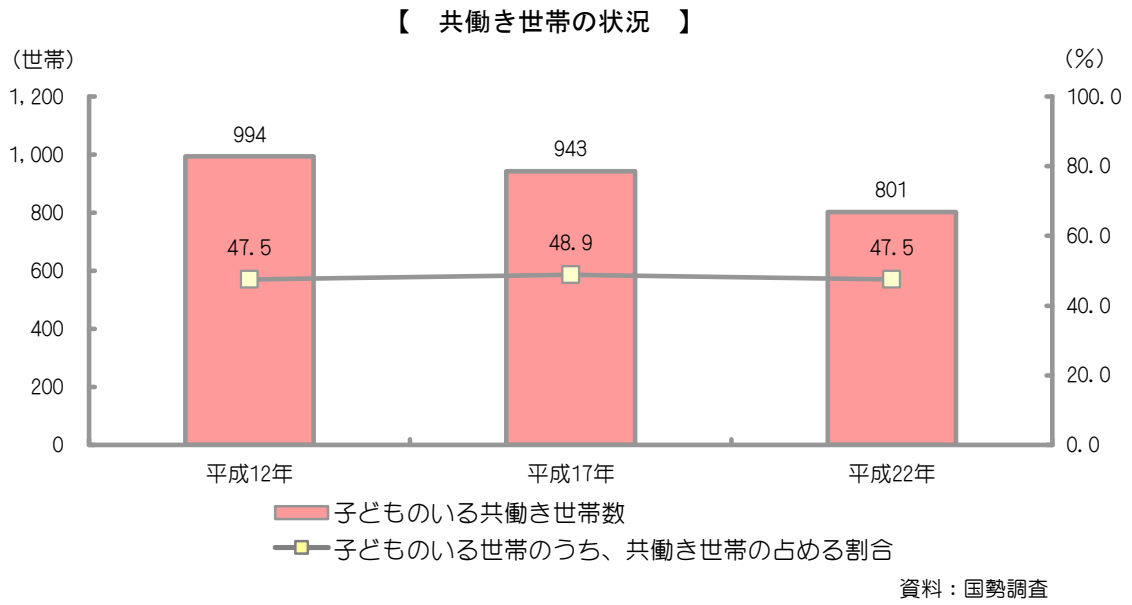
資料：国勢調査

【 女性の未婚・既婚別労働力率（平成22年） 】



資料：国勢調査

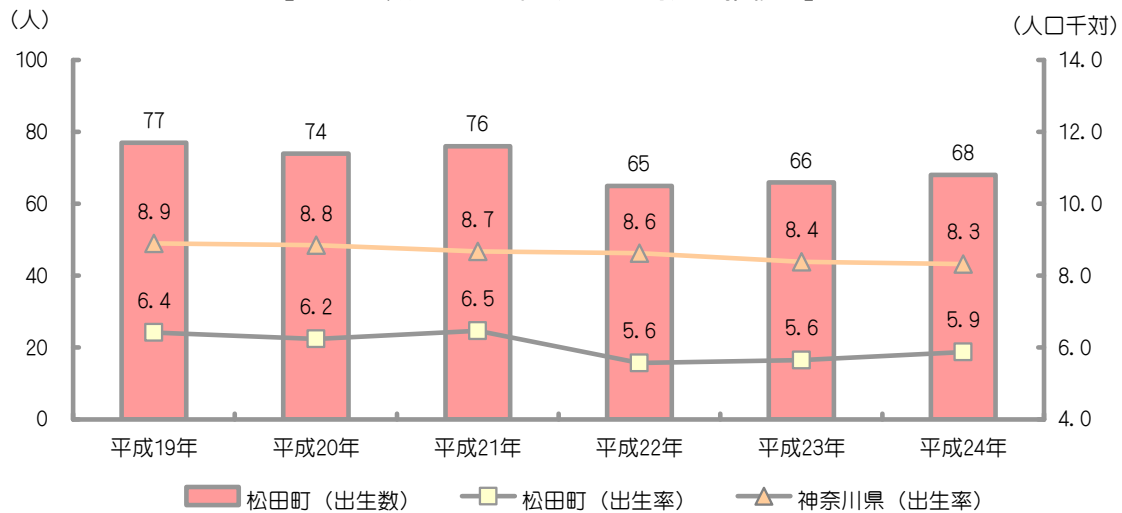
松田町における共働き世帯の状況をみると、子どものいる共働き世帯数は減少しており、平成22年では801世帯となっています。子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合は、ほぼ横ばいとなっています。



## (6) 出生の動向

松田町における出生数及び出生率の推移をみると、平成22年に減少し、その後は横ばいを続けています。出生率は、神奈川県の出産率を下回っていて、出生数と同じように平成22年で減少し、その後は横ばいを続けています。

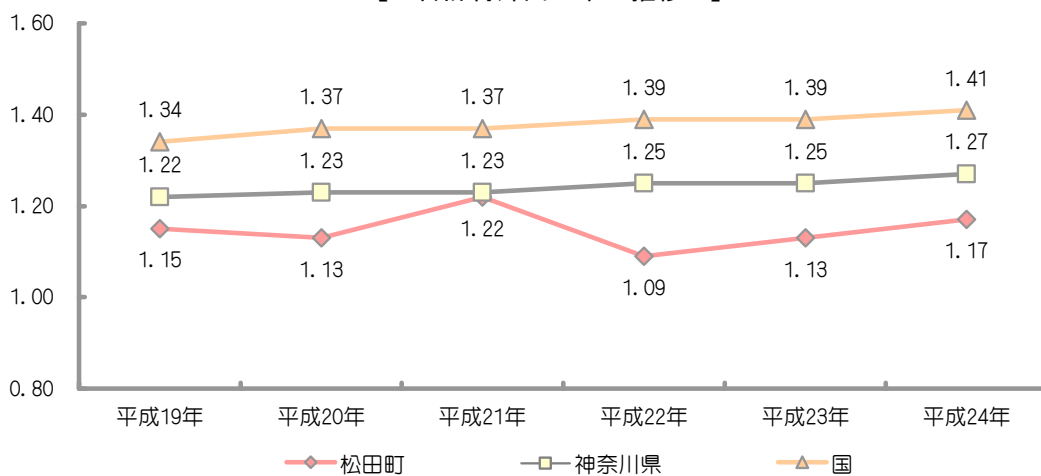
【 出生数及び出生率（人口千対）の推移 】



資料：神奈川県衛生統計年報

松田町における合計特殊出生率の推移をみると、松田町は平成21年で一旦増加、平成22年で一旦減少し、平成22年から増加傾向となっています。また、すべての年で神奈川県・国の水準を下回っています。

【 合計特殊出生率の推移 】



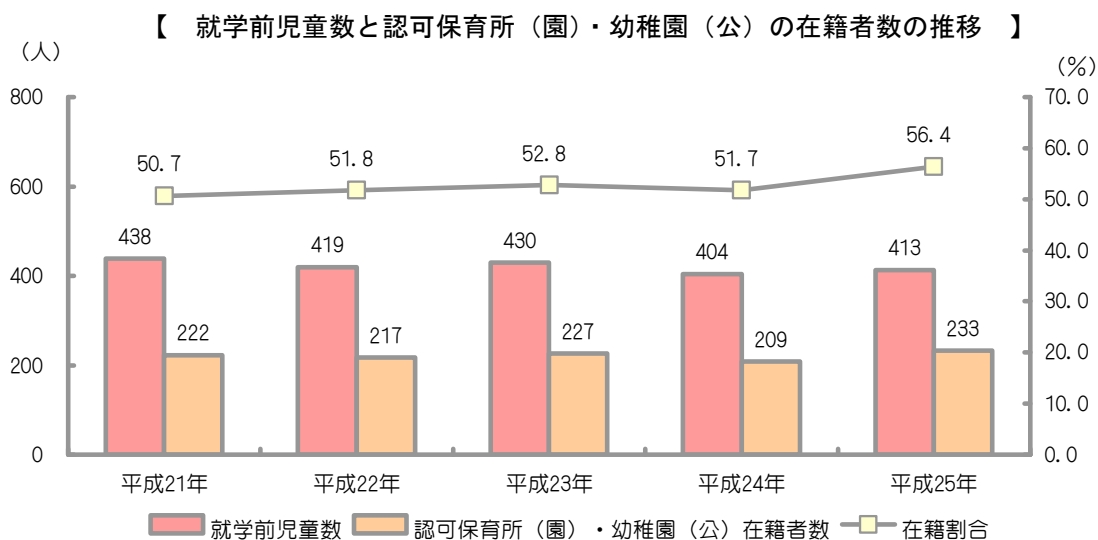
資料：神奈川県衛生統計年報、厚生労働省人口動態統計

## (7) 認可保育所（園）・幼稚園の現状

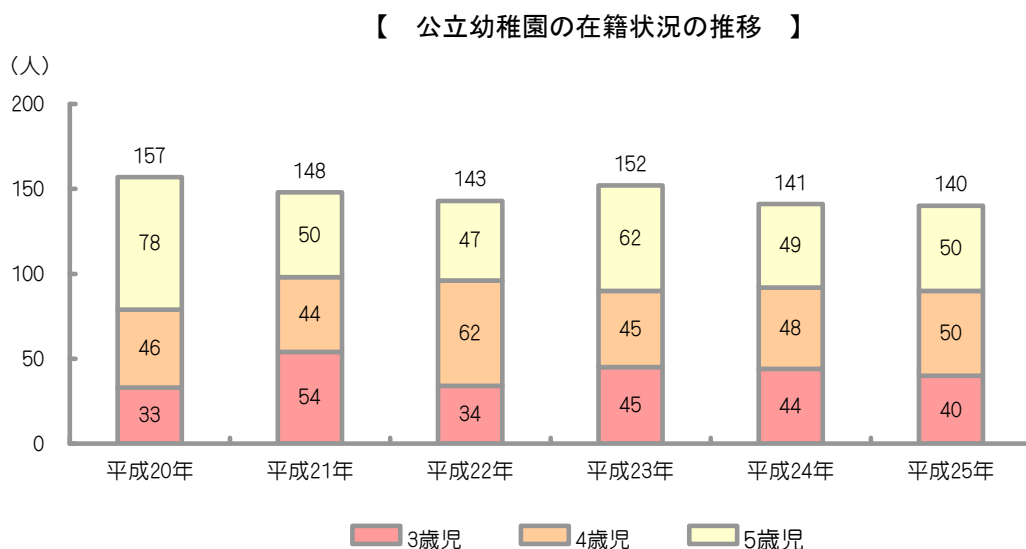
松田町における就学前児童数と認可保育所（園）・町立幼稚園の在籍者数の推移をみると、在籍者数は微増傾向がみられ、平成25年で233人となっています。

また、在籍割合は増加傾向がみられ、平成25年で56.4%となっています。

公立幼稚園の在籍状況の推移をみると、平成24年から減少し、平成25年では140人となっています。



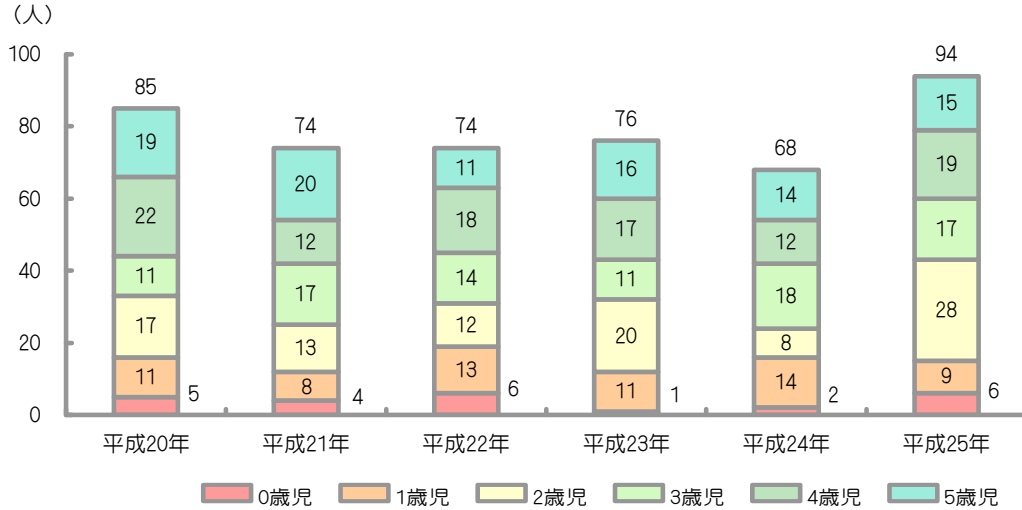
資料：庁内資料



資料：庁内資料（各年4月1日現在）

松田町における保育所（園）入所児童数の推移をみると、他の年代に比べ、平成25年には2歳児が大幅に増加しています。

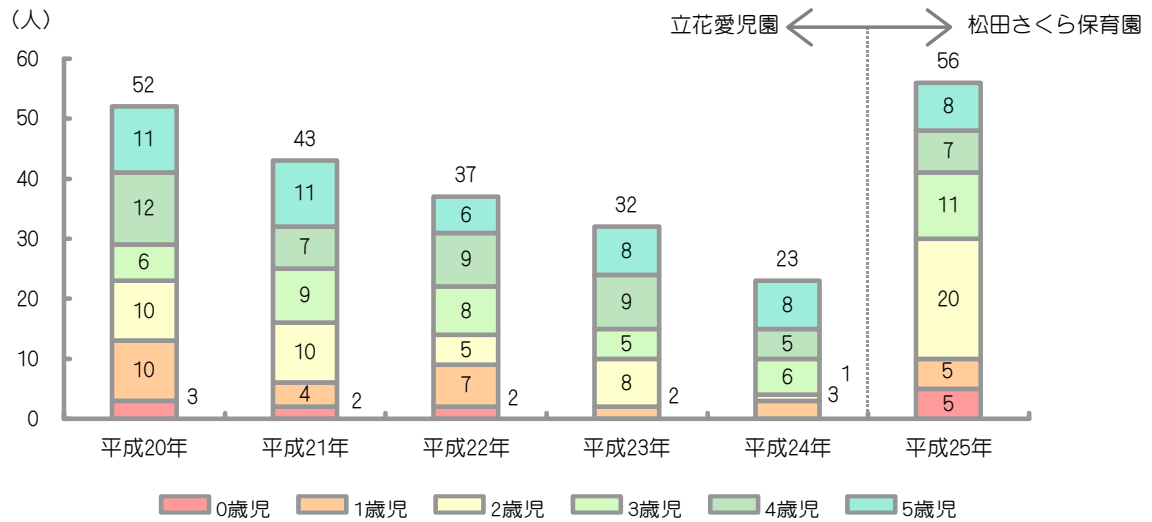
【 保育所（園）入所児童数の推移 】



資料：庁内資料（各年4月1日現在）

※ 松田在住の保育所入所児童

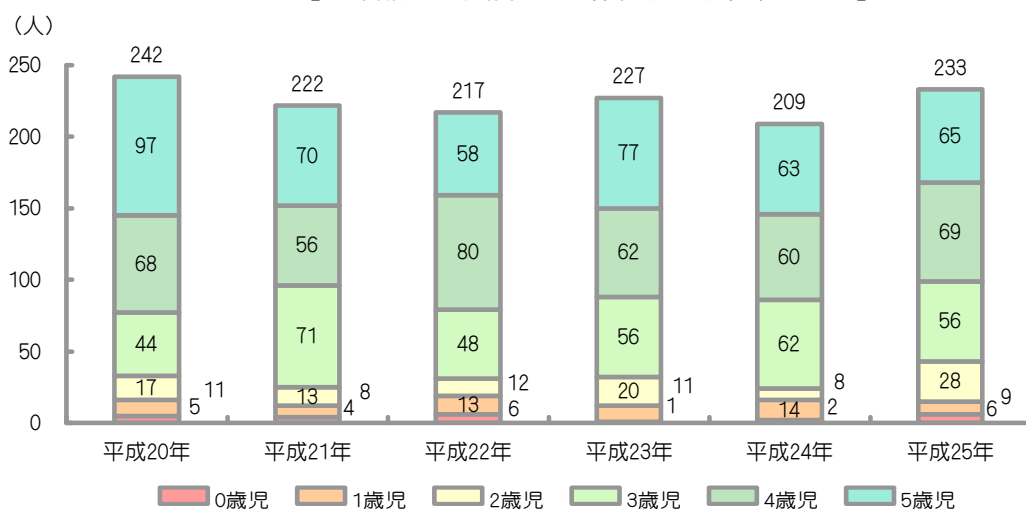
【 管内保育所（松田さくら保育園）就園児童数の推移 】



資料：庁内資料（各年4月1日現在）

※ 町民のみ

【 年齢別の幼稚園及び保育所入所者数の計 】



資料：庁内資料（各年4月1日現在）

【 年齢別の幼稚園及び保育所入所率 】

区 分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
0歳児	6.6%	5.1%	10.0%	1.3%	3.8%	9.7%
1歳児	16.2%	11.0%	16.7%	18.6%	17.5%	16.4%
2歳児	22.1%	21.0%	17.4%	26.0%	12.5%	31.1%
3歳児	73.3%	87.7%	76.2%	82.4%	82.7%	86.2%
4歳児	85.0%	93.3%	94.1%	95.4%	89.6%	94.5%
5歳児	92.4%	84.3%	90.6%	90.6%	96.9%	95.6%
全 体	51.9%	50.7%	51.8%	52.8%	51.7%	56.4%

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

## 2 保育・教育の取り組み

### (1) 保育の取り組み

#### ① 保育の状況

本町内の保育事業は、公立保育所がないため、社会福祉法人西さがみ福祉会が運営する松田さくら保育園のみが設置されていますが、少子化や就労状況により町内の子どもだけではなく、町外の子どもも受け入れています。

同保育園では、保育目標「おおきく育つ子どもたち」、保育の方針「子どもにやさしい保育の実践」に基づき、山や川などの豊かな自然を生かした保育、子どもの心身の成長・発達を促す保育、豊かな自然を通じた保育、家庭・地域に支えられる保育園など、特徴的な保育を実施しています。

#### 【 私立松田さくら保育園の概況 】

所在地	開設年度	敷地面積	建物	教職員数	定員
松田町松田庶子 162-1	平成 25 年	1823.07m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート 2 階建 (641.2m <sup>2</sup> )	施設長 1 人、保育士 17 人、 調理員等 3 人	60 名

資料：子育て健康課

※ 定員は平成 27 年度から 90 人となる予定。

#### 【 年齢別未就学児童数、就園児童数・就園割合の推移 】

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
未就学児童総数	438人	419人	430人	404人	413人
0 歳児	79人	60人	76人	53人	62人
1 歳児	73人	78人	59人	80人	55人
2 歳児	62人	69人	77人	64人	90人
3 歳児	81人	63人	68人	75人	65人
4 歳児	60人	85人	65人	67人	73人
5 歳児	83人	64人	85人	65人	68人
就園児童総数	74人	74人	76人	68人	94人
0 歳児	4人	6人	1人	2人	6人
1 歳児	8人	13人	11人	14人	9人
2 歳児	13人	12人	20人	8人	28人
3 歳児	17人	14人	11人	18人	17人
4 歳児	12人	18人	17人	12人	19人
5 歳児	20人	11人	16人	14人	15人
*就園率（全体）	16.9%	17.7%	17.7%	16.8%	22.8%
0 歳児	5.1%	10.0%	1.3%	3.8%	9.7%
1 歳児	11.0%	16.7%	18.6%	17.5%	16.4%
2 歳児	21.0%	17.4%	26.0%	12.5%	31.1%
3 歳児	21.0%	22.2%	16.2%	24.0%	26.2%
4 歳児	20.0%	21.2%	26.2%	17.9%	26.0%
5 歳児	24.1%	17.2%	18.8%	21.5%	22.1%

資料：子育て健康課

※ 就園率は町内居住の年齢別児童数に占める入所児童数の割合。



## 【 保育所の入所状況 】

区 分		園児総数(人)					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
管外	公立保育所	0人	1人	0人	1人	1人	3人
	私立保育所	1人	2人	3人	8人	5人	10人
管内	私立保育所	3人	24人	15人	31人	17人	12人
計		4人	27人	18人	40人	23人	25人

資料：子育て健康課(平成26年4月1日現在)

※ 管内の私立保育所の人数は、管外受託児童分を含む。

### ア 保育料の状況

本町では、国の定める保育料徴収基準額に基づき、町独自の保育料を定めています。保育料を決めるための階層区分の認定は、入所児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母などの課税額合計で決定します。

なお、本町では、同一の世帯から2人以上の児童が同時に入所している場合、1人目は保育料全額ですが、2人目以降は1/2に、3人目や生活保護受給世帯の児童などは無料になります。

### イ 入所対象児及び入所児童の状況

保育所に入園できるのは、保護者や家族が仕事や長期の病気等で保育できないと認められる就学前の児童です。入所の決定は、家庭の状況などを聴取または調査して、保育が困難と認められた場合に、その程度の高い順に保育所の入所定員に応じて決定しています。本町では、平成26年4月1日現在、就学前児童415人のうち、117人(28.2%)が保育所に入園しています。

## ② 保育の実施状況

### ア 保育時間

保育時間について、原則的として平日が午前7時30分から午後6時30分まで(松田さくら保育園)となっていますが、保護者からの申し込みを受け、原則的な保育時間を超えて児童を保育する延長保育時間を設けています。管内保育所の延長保育時間を含めた開所時間については下表のとおりです。

#### 【 保育所の保育時間等 】

施設名	開所時間	延長保育料金	対象児
私立松田さくら保育園	7:00~19:00	200円/30分	生後8週~ 小学校未就学児

資料：子育て健康課

### イ 特別保育事業

3歳未満児の保育を行う乳児保育、通常の保育時間を超えて児童を保育する延長保育、また、心身に障がいのある児童の健やかな発達のために集団保育が可能な3歳以上の幼児を対象とした障がい児保育などの特別保育事業を行っています。

#### 【 特別保育事業の実施状況 】

施設名	実施状況
私立松田さくら保育園	・乳児保育 ・延長保育 ・障がい児保育

資料：子育て健康課

## (2) 教育の取り組み

### ① 幼稚園の状況

本町の町立幼稚園は松田幼稚園、寄幼稚園の2園あり3年保育を実施しています。就園率は平成21年以降、6割半ばで横ばいとなっています。

【 松田町立松田幼稚園の概況 】

所在地	開設年度	敷地面積	建物	教職員数	定員	学級数
松田町神山404	平成25年 (昭和50年)	3,452m <sup>2</sup>	1,156m <sup>2</sup>	17人 (警備員1人、運転手1人含む)	180人	6学級

資料：教育課

【 松田町立寄幼稚園の概況 】

所在地	開設年度	敷地面積	建物	教職員数	定員	学級数
松田町寄2505	昭和59年	1,759m <sup>2</sup>	430m <sup>2</sup>	7人 (警備員1人、運転手1人含む)	90人	3学級

資料：教育課

【 町立幼稚園の入園児童数の推移 】

区 分		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
第 一 幼稚園	3 歳児	19人	20人	15人	18人	23人	37人
	4 歳児	23人	24人	24人	19人	20人	44人
	5 歳児	42人	26人	25人	25人	19人	43人
計		84人	70人	64人	62人	62人	124人
第 二 幼稚園	3 歳児	9人	29人	15人	20人	16人	
	4 歳児	15人	15人	34人	20人	21人	
	5 歳児	30人	16人	18人	35人	23人	
計		54人	60人	67人	75人	60人	
寄幼稚園	3 歳児	5人	5人	4人	7人	5人	3人
	4 歳児	8人	5人	4人	6人	7人	6人
	5 歳児	6人	8人	4人	2人	7人	7人
計		19人	18人	12人	15人	19人	16人
計	3 歳児	33人	54人	34人	45人	44人	40人
	4 歳児	46人	44人	62人	45人	48人	50人
	5 歳児	78人	50人	47人	62人	49人	50人
総計		157人	148人	143人	152人	141人	140人

資料：教育課（各年4月1日現在）

- ※ 平成25年現在、第二幼稚園は第一幼稚園と統合し、松田幼稚園に名称変更。  
 ※ 松田在住の幼稚園入園児童。

【 幼稚園の入園状況 】

施設名	開園時間	対象児			預かり保育	バス送迎
		年少	年中	年長		
松田	月～金 8:50～14:00	47人	36人	47人	-	○
寄	月～金 8:50～14:00	5人	3人	5人	-	○

資料：教育課

※ 平成26年4月1日現在

【 年齢別就学前児童数、就園児童数・就園割合の推移 】

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
就学前児童総数	224人	212人	218人	207人	206人
3歳児	81人	63人	68人	75人	65人
4歳児	60人	85人	65人	67人	73人
5歳児	83人	64人	85人	65人	68人
就園児童総数	148人	143人	152人	141人	140人
3歳児	54人	34人	45人	44人	40人
4歳児	44人	62人	45人	48人	50人
5歳児	50人	47人	62人	49人	50人
※就園率(全体)	66.1%	67.5%	69.7%	68.1%	68.0%
3歳児	66.7%	54.0%	66.2%	58.7%	61.5%
4歳児	73.3%	72.9%	69.2%	71.6%	68.5%
5歳児	60.2%	73.4%	72.9%	75.4%	73.5%

資料：教育課

※ 就園率は町内居住の年齢別児童数に占める入園児童数の割合

## ② 小学校の状況

本町の町立小学校については、松田小学校、寄小学校の2校となっており、平成21年以降児童数は減少傾向にあります。

### 【 松田町立松田小学校の概況 】

所在地	開設年度	敷地面積	建物	教員数	学級数
松田町松田庶子 204	明治6年	10,761m <sup>2</sup>	7,815m <sup>2</sup>	25人	16学級 (特別支援学級2学級含む)

資料：教育課

### 【 松田町立寄小学校の概況 】

所在地	開設年度	敷地面積	建物	教員数	学級数
松田町寄 2540	明治6年	5,185m <sup>2</sup>	2,240m <sup>2</sup>	10人	6学級

資料：教育課

### 【 学年別児童数 】

区分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
児童総数	71人	59人	86人	66人	71人	105人	458人
松田小学校	61人	52人	82人	63人	63人	98人	419人
寄小学校	10人	7人	4人	3人	8人	7人	39人

資料：教育課(平成26年5月1日現在)

### 【 学年別児童数の推移 】

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1年生	107人	73人	69人	85人	61人	71人
2年生	98人	104人	73人	67人	84人	59人
3年生	105人	93人	102人	71人	67人	86人
4年生	86人	106人	94人	103人	71人	66人
5年生	118人	86人	108人	98人	105人	71人
6年生	100人	117人	84人	109人	97人	105人
総数	614人	579人	530人	533人	485人	458人

資料：教育課(各年5月1日現在)

### ③ 学童保育室の利用状況

本町の学童保育室は松田学童保育室と寄学童保育室の2箇所です。利用状況については、平成20年以降50人前後で推移しています。

#### 【 学童保育室の利用児童数の推移 】

区 分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
小学校1年生	19人	15人	18人	12人	17人	12人
小学校2年生	8人	16人	14人	18人	10人	14人
小学校3年生	7人	8人	13人	12人	17人	6人
小学校4年生	9人	8人	5人	8人	7人	13人
計	43人	47人	50人	50人	51人	45人

資料：子育て健康課（各年4月1日現在）

#### 【 学童保育室別の利用児童数 】

区 分	松田学童保育室	寄学童保育室
小学校1年生	11人	1人
小学校2年生	13人	1人
小学校3年生	4人	2人
小学校4年生	12人	1人
計	40人	5人

資料：子育て健康課（平成25年4月現在）

#### ④ 子育て支援センター・ファミリーサポート事業について

子育て支援センターの利用者数は、年々増加傾向にあります。町民、町外利用者別で見ると、町民の利用者が年々増加しています。

ファミリーサポート会員数も年々増加傾向にあります。支援会員が平成 20 年度に比べ、平成 25 年度で 1.8 倍であるのに対し、依頼会員は 2.6 倍と大幅に増加しています。

#### 【 子育て支援センター利用者数の推移 】

区 分	来所者数	松田町民	町外利用者
平成 20 年度	3,854 人	3,252 人	602 人
平成 21 年度	3,368 人	2,748 人	620 人
平成 22 年度	3,842 人	3,247 人	595 人
平成 23 年度	4,954 人	4,541 人	413 人
平成 24 年度	5,788 人	5,145 人	643 人
平成 25 年度	5,502 人	5,034 人	468 人

資料：庁内資料

#### 【 ファミリーサポート会員数 】

区 分	依頼会員	支援会員	両方会員	計
平成 20 年度	78 人	41 人	23 人	142 人
平成 21 年度	101 人	50 人	25 人	176 人
平成 22 年度	115 人	57 人	28 人	200 人
平成 23 年度	135 人	61 人	33 人	229 人
平成 24 年度	154 人	65 人	38 人	257 人
平成 25 年度	200 人	73 人	43 人	316 人

資料：庁内資料（各年 4 月 1 日現在）

#### 【 ファミリーサポート年齢別利用に係る支援活動件数 】

区 分	1歳未満	1～3歳児	4～5歳児	6歳以上	計
平成 20 年度	5 件	124 件	6 件	71 件	206 件
平成 21 年度	3 件	103 件	162 件	90 件	358 件
平成 22 年度	2 件	35 件	159 件	116 件	312 件
平成 23 年度	11 件	30 件	97 件	149 件	287 件
平成 24 年度	6 件	213 件	91 件	91 件	401 件
平成 25 年度	10 件	181 件	158 件	52 件	401 件

資料：庁内資料



⑤ 小児医療費助成制度について

小児医療費助成制度は、対象を順次拡大してきており、その決算額は、年々増加傾向にあります。平成 17 年度と比較すると、平成 25 年度は 3.8 倍となっています。

【 医療費助成額等の推移 】

区 分	決算額 (円)	備 考 (助成対象等)
平成 17 年度	10,248,296	2 歳まで
平成 18 年度	8,887,296	小学校就学前までに拡大 (3 歳以上は通院医療費を 1 万円限度で助成。所得制限あり)
平成 19 年度	16,401,020	1 万円の限度額及び所得制限の撤廃
平成 20 年度	17,142,283	* 10 月から県助成事業対象の拡大 (小学校就学前までに対象を拡大)
平成 21 年度	16,331,919	
平成 22 年度	31,661,922	小学校修了までに拡大
平成 23 年度	35,145,948	中学校修了までに拡大 (10/1~)
平成 24 年度	41,463,912	
平成 25 年度	38,925,608	

資料：庁内資料

## ⑥ 中学校の状況

本町の町立中学校は松田中学校、寄中学校の2校となっており、生徒数は年々減少傾向にあります。

### 【 松田町立松田中学校の概況 】

所在地	開設年度	敷地面積	建物	教員数	学級数
松田町松田惣領 1400	昭和 22 年	16,776m <sup>2</sup>	8,309m <sup>2</sup>	20 人	9 学級 (特別支援学級 2 学級含む)

資料：教育課

### 【 松田町立寄中学校の概況 】

所在地	開設年度	敷地面積	建物	教員数	学級数
松田町寄 2549	昭和 22 年	7,880m <sup>2</sup>	4,028m <sup>2</sup>	14 人	5 学級 (特別支援学級 2 学級含む)

資料：教育課

### 【 学年別生徒数の推移 】

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
中学生生徒数	313 人	302 人	287 人	291 人	304 人	280 人
1 年生	82 人	96 人	109 人	86 人	108 人	85 人
2 年生	124 人	82 人	96 人	109 人	87 人	108 人
3 年生	107 人	124 人	82 人	96 人	109 人	87 人

資料：教育課(5月1日現在)

## ⑦ 母子保健事業について

母子保健事業については、出生数の減少にともない、健康診査の受診者数も減少傾向にあります。健康教育と訪問指導についても年々減少していますが、ママパピクラス、新生児・乳児訪問は増加がみられます。

### 【 母子保健事業（健康診査・健康相談・健康教育・訪問指導等）について 】

事業名	対象者	平成 20 年度			平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度				
		回数	対象	受診	回数	対象	受診	回数	対象	受診	回数	対象	受診	回数	対象	受診	回数	対象	受診		
出生数	—	-	-	77	-	-	64	-	-	77	-	-	63	-	-	65	-	-	60		
母子健康手帳発行	妊婦	-	-	87	-	-	71	-	-	74	-	-	69	-	-	66	-	-	61		
健康診査	妊婦健康診査	1回目	妊婦	-	87	86	-	71	67	-	74	71	-	69	65	-	66	67	-	61	58
		2～14回目		-	-	333	-	-	546	-	740	-	-	671	-	-	670	-	-	-	610
	妊産婦歯科健康診査	妊産婦																-	-	25	
	3か月児健康診査	3～4か月児	12	74	73	12	74	73	12	62	62	12	67	66	6	67	66	6	56	54	
	お誕生前健康診査	10～11か月児	-	74	70	-	78	77	-	59	52	-	80	68	-	65	53	-	66	66	
	1歳6か月児健康診査	1歳6～7か月児	6	72	69	6	72	72	6	82	79	6	60	60	6	71	65	-	64	59	
	2歳児歯科健診	2歳0～2か月児	4	62	57	4	71	60	4	79	76	4	69	65	4	74	60	4	64	67	
	3歳児健康診査	3歳0～3か月児	4	83	81	4	71	67	4	69	65	4	76	78	4	60	64	4	100	90	
	視聴覚検診	3歳0～3か月児	4	83	81	4	71	67	4	69	65	4	76	78	4	60	64	4	100	90	
	健康相談	すくすく育児相談	乳幼児	12	-	217	12	-	259	12	-	241	12	-	433	12	-	395	12	-	392
おっぱい相談		産婦	6	-	7	6	-	23	6	-	16	6	-	28	12	-	48	12	-	46	
健康教育	ママパピクラス	妊婦とその家族	12	-	24	12	-	16	12	-	50	12	-	36	12	-	20	12	-	47	
	ブックスタート事業	3～4か月児	12	74	73	12	74	74	12	62	62	12	67	67	6	67	67	6	56	56	
	離乳食講習会	離乳期の乳児と保護者	6	-	63	6	-	42	6	-	29	6	-	29	6	-	45	6	-	35	
	1歳児歯科指導教室	1歳0～3か月児	3	76	40	3	78	44	3	60	32	3	75	45	3	54	36	3	-	41	
	親子ふれあい教室	要経過観察の幼児と保護者	12	-	77	12	-	64	12	-	92	12	-	58	12	-	38	12	-	51	
	育児応援教室	要経過観察の幼児と保護者	12	-	29	12	-	48	12	-	44	12	-	25	12	-	26	12	-	32	
	ママと子のためのセミナー	乳幼児と保護者	2	-	24	3	-	29	3	-	53	5	-	41	5	-	29	4	-	28	
	母と子のふれあい広場	幼児と保護者	4	-	68	4	-	62	4	-	51	5	-	30	5	-	31	4	-	26	
親と子のおやつづくり	幼児と保護者				1	-	5	1	-	11	1	-	6	1	-	7	1	-	5		
訪問指導	未熟児訪問	低出生体重児				-	7	10	-	5	5	-	9	10	-	10	17	-	8	9	
	新生児・乳児訪問 (H22～乳全訪)	新生児・乳児と産婦	-	-	38	-	64	46	-	70	65	-	64	63	-	64	61	-	60	52	
	幼児訪問	転入児ほか	-	-	9	-	-	8	-	-	16	-	-	12	-	-	31	-	-	29	
	養育支援家庭訪問事業	ハイリスク児と保護者							-	-	12	-	-	4			8	-	-	2	
幼稚園保育所等巡回相談	在園児他										11	-	55	11	-	31	13	-	73		

資料：子育て健康課

### (3) 松田町の主な子育て関連施設



### 3 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果と分析

#### (1) 調査概要

##### ① 調査の目的

この調査は、子育てをされているご家庭の現状とニーズを把握し、平成27年度から平成31年度までの5年を1期とする「松田町子ども・子育て支援事業計画」を策定するための基礎資料を得ることを目的に実施したものです。

##### ② 調査対象

町内に在住する就学前児童のいる家庭の保護者： 453名

町内に在住する小学生（1～5年生）のいる家庭の保護者：393名

##### ③ 調査期間

就学前児童の保護者調査：（調査票発送日） 平成25年11月15日

（提出締切日） 平成25年12月3日

小学生の保護者調査：（調査票発送日） 平成26年2月7日

（提出締切日） 平成26年2月21日

##### ④ 調査方法

就学前児童の保護者調査については、郵送回収にて調査を実施し、小学生の保護者調査については、学校を通じて直接配布回収にて調査を実施しました。

##### ⑤ 回収結果

就学前児童の保護者 232人/453人（回収率51.2%）

小学生の保護者 195人/393人（回収率49.6%）

##### ⑥ 調査結果の表示方法

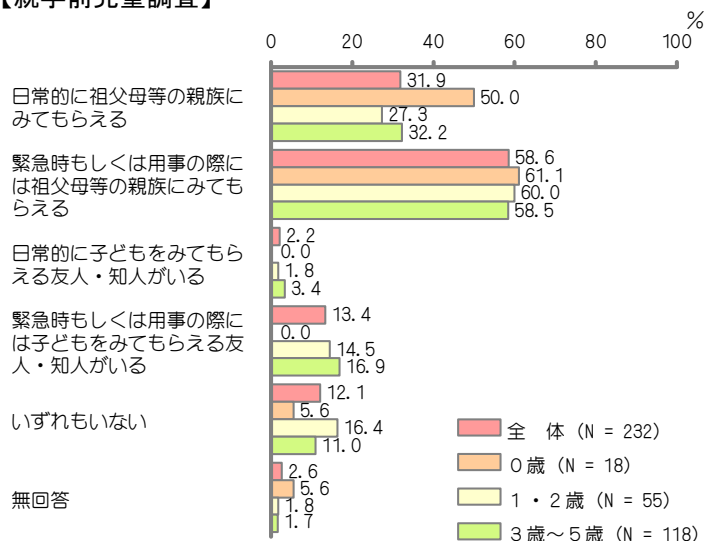
- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

## (2) 子どもとご家族の状況について

### ① 子どもをみてもらえる親族・知人

- 0歳、1・2歳、3～5歳ともに、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く、約60%となっています。
- 0歳児は他の年齢に比べて、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が高く、50.0%となっています。
- 少数ではあるものの、すべての年代で「いずれもない」が全体で12.1%となっています。

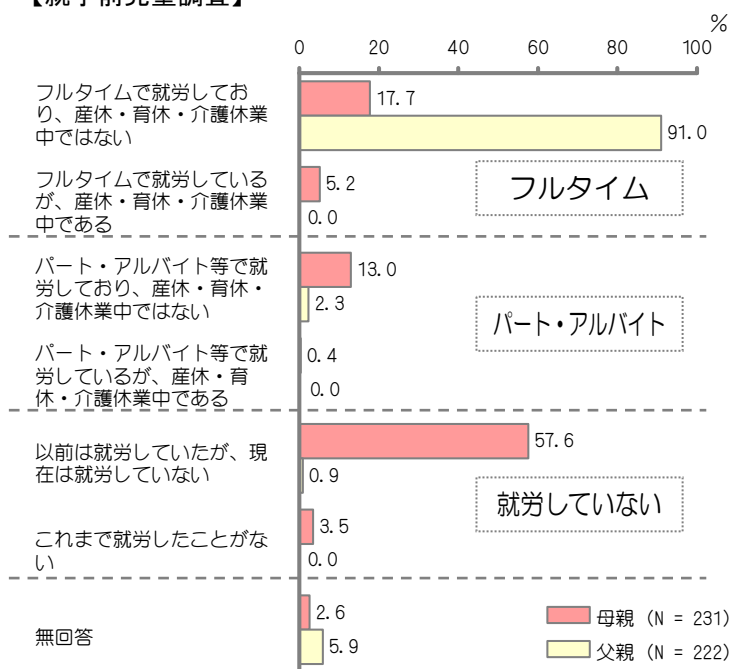
【就学前児童調査】



### ② 母親と父親の就労状況

- 母親は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が57.6%、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が17.7%となっています。
- 父親は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が91.0%となっています。

【就学前児童調査】

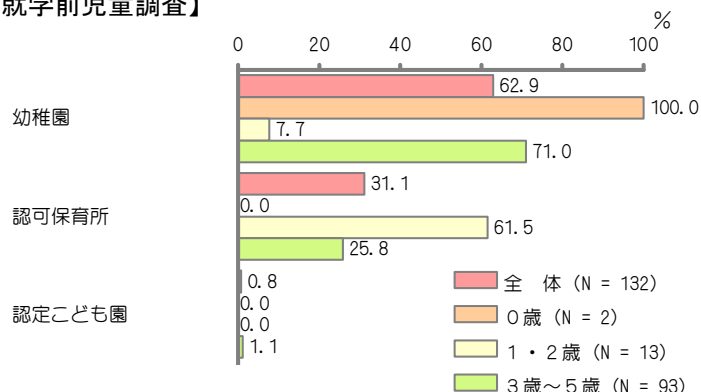


### (3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

#### ① 平日利用している教育・保育事業

- 幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用している割合は全体で56.9%（132件/232件）となっています。
- その内訳は1・2歳で「認可保育所」が61.5%と最も高く、3歳～5歳では「幼稚園」が71.0%となっています。

【就学前児童調査】

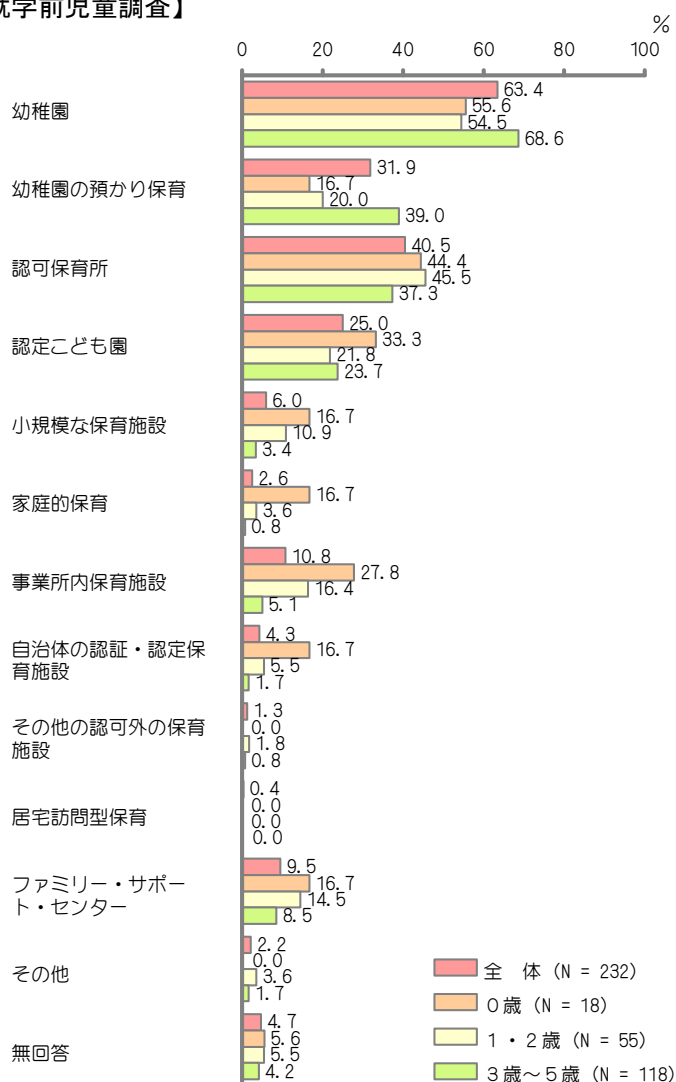


※主な施設・事業を抜粋しています。

#### ② 平日利用したい教育・保育事業

- 現在、利用している、利用していないにかかわらず、子どもの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業については、すべての年齢で「幼稚園」と「認可保育所」の割合が高くなっています。
- 平日利用している状況（上段）と比較すると0歳、1・2歳で「幼稚園」の割合が高くなっています。また、「幼稚園の預かり保育」への平日利用したいという希望の割合も高くなっています。
- 「認定こども園」の利用希望も利用状況（上段）と比較すると高くなっています。

【就学前児童調査】

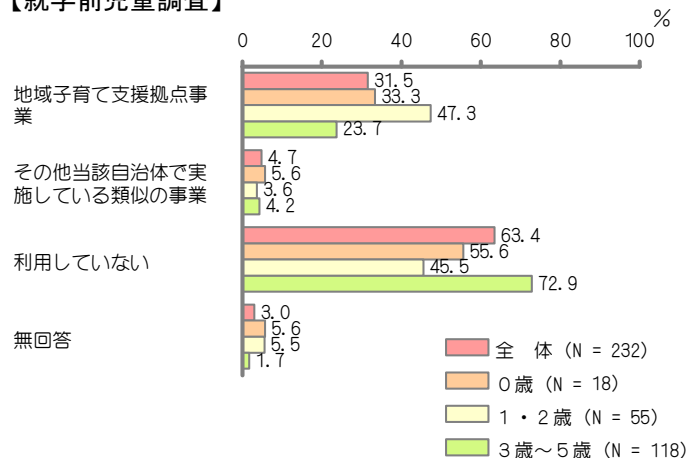


## (4) 地域の子育て支援事業の利用状況について

### ① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

- 地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場）を利用しているかについて、「利用していない」の割合が高くなっており、3～5歳では72.9%となっています。
- 「地域子育て支援拠点事業を利用している」の割合は1・2歳で高く、47.3%となっています。

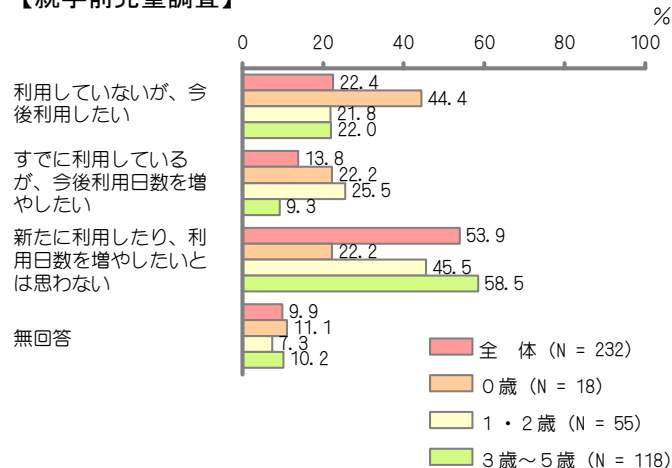
【就学前児童調査】



### ② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

- 地域子育て支援拠点事業について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が全体で53.9%となっています。
- 「利用していないが、今後利用したい」が0歳で44.4%と特に高くなっています。

【就学前児童調査】

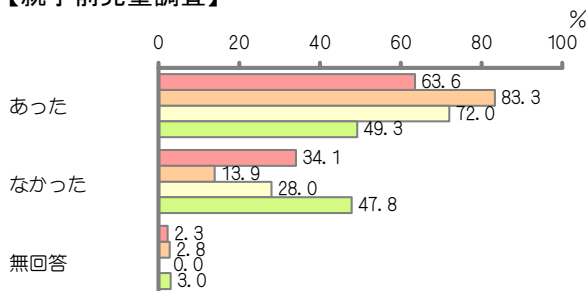




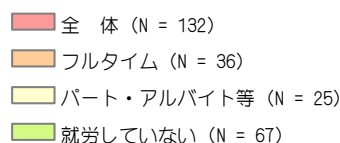
## (5) 一時預かり等の短時間サービスについて

### ① 病気やケガで通常の事業が利用できなかった

【就学前児童調査】

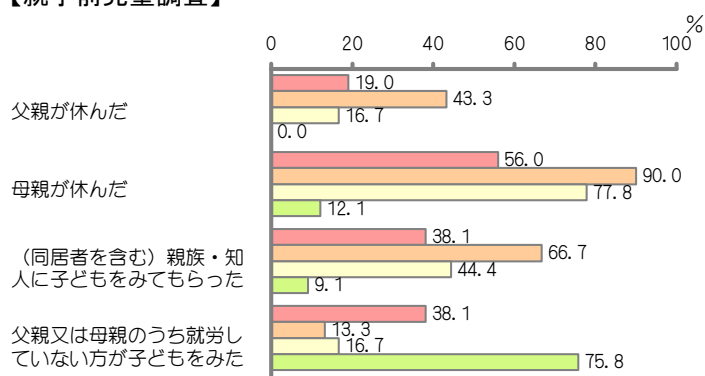


母親の就労状況

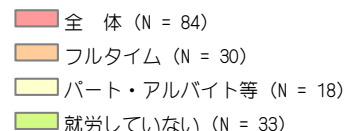


### ② 主な対処法

【就学前児童調査】



母親の就労状況

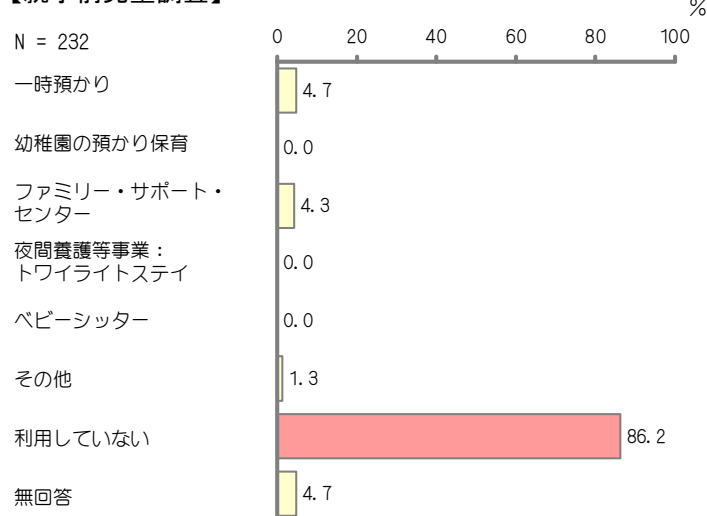


- ・1年間に、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが「あった」が全体で63.6%となっています。
- ・対処方法として、フルタイムとパート・アルバイト等で「母親が休んだ」が全体で最も高く、それぞれ90%、77.8%となっています。また、フルタイムでは「父親が休んだ」が43.3%と高くなっています。

### ③ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

- ・日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はあるかについて、「利用していない」が86.2%と最も高くなっています。

【就学前児童調査】

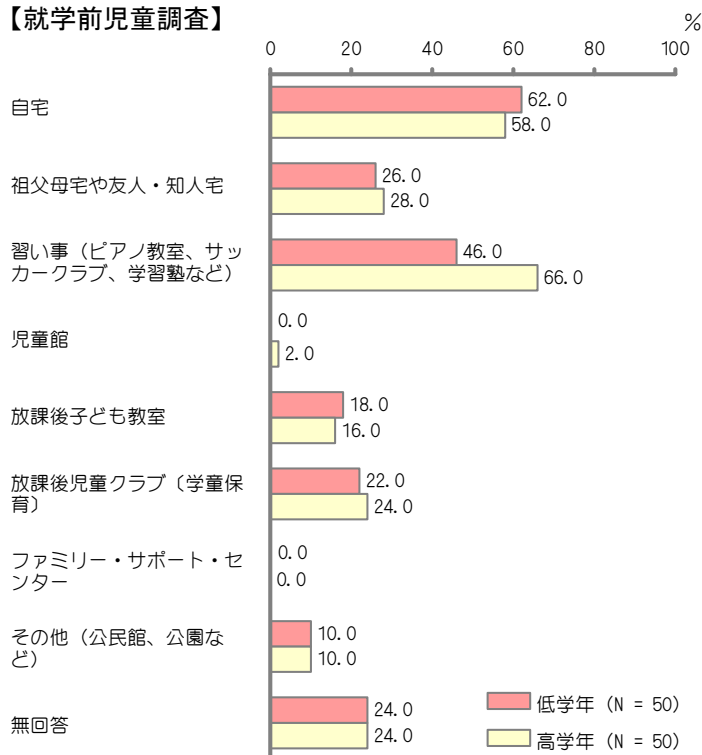


## (6) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

### ① 就学前児童（5歳）の保護者の小学校にあがってからの希望

- 子ども（5歳）について、小学校にあがってからの放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、低学年（1～3年生）では、「自宅」が62.0%、「習い事」が46.0%、「祖父母宅や友人・知人宅」が26.0%の順になっています。
- 高学年（4～6年生）では、「習い事」が66.0%と最も高く、次いで「自宅」が58.0%となっています。

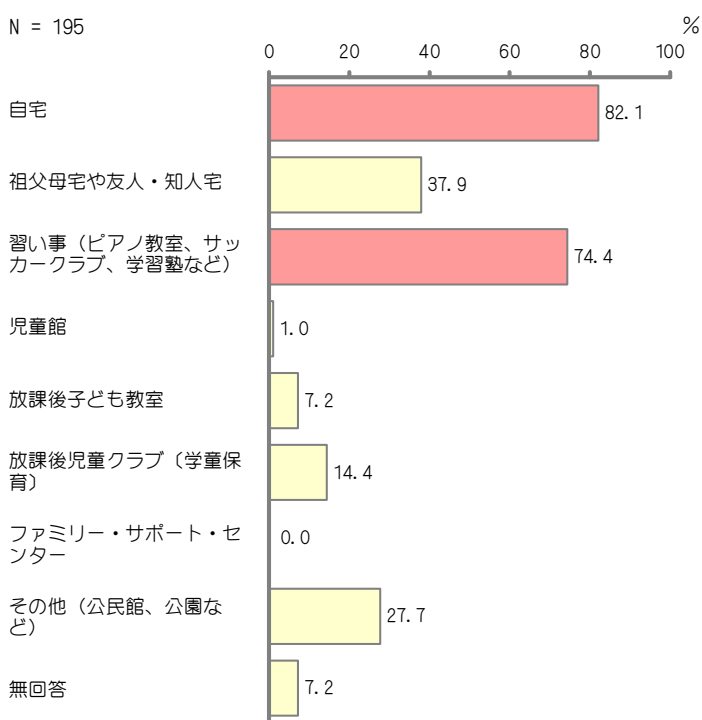
【就学前児童調査】



### ② 小学生の保護者の希望

- 子どもについて、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、「自宅」が82.1%、「習い事」が74.4%と高くなっています。

【小学生調査】

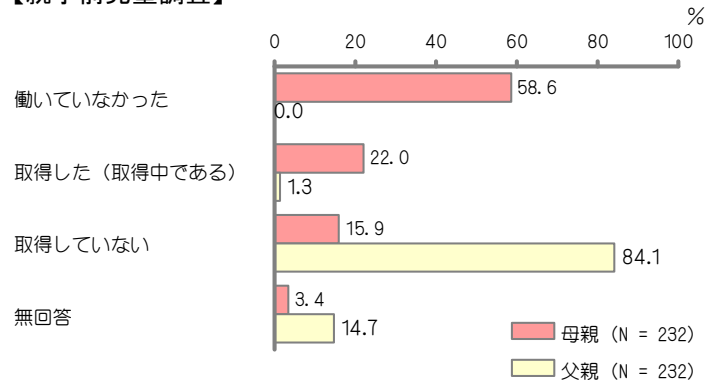


## (7) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

### ① 育児休業の取得状況

- 育児休業を取得した（取得中）が母親は22.0%、父親は1.3%となっています。

【就学前児童調査】



### ② 取得していない理由

【就学前児童調査】

単位：%

	件数 (件)	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	仕事が忙しかった	(産休後に)仕事に早く復帰したかった	仕事に戻るのが難しそうだった	昇給・昇格などが遅れそうだった	収入減となり、経済的に苦しくなる	保育所(園)などに預けることができた	配偶者が育児休業制度を利用した	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	子育てや家事に専念するため退職した	職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)	有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	育児休業を取得できることを知らなかった	産前産後の休暇(産前6週間、産後8週間)を取得できることを知らず、退職した	その他	無回答
母親	37	16.2	2.7	-	18.9	-	5.4	-	-	2.7	48.6	18.9	2.7	-	5.4	8.1	13.5
父親	195	34.9	36.9	-	2.1	4.1	20.0	0.5	15.4	34.9	0.5	8.2	-	2.6	-	4.6	13.8

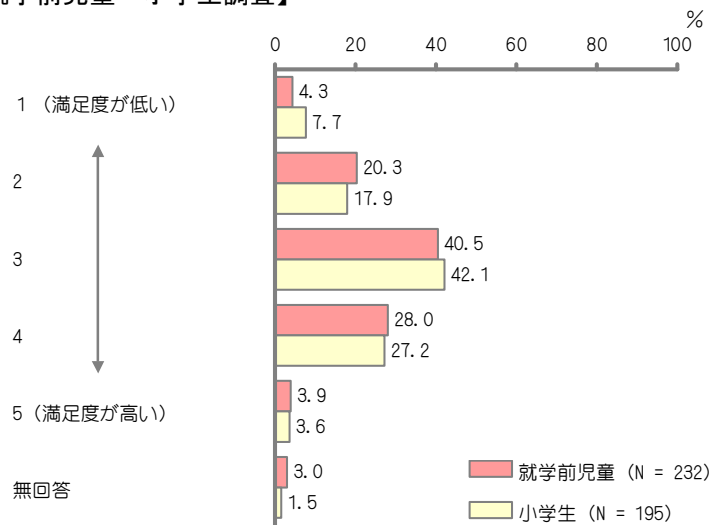
- 育児休業を取得していない方の理由は、母親で、「子育てや家事に専念するため退職した」が48.6%と最も高く、次いで「仕事に戻るのが難しそうだった」「職場に育児休業の制度がなかった」が18.9%となっています。
- 父親では、「仕事が忙しかった」が36.9%、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が34.9%となっています。

## (8) 子育て全般について

### ① 子育てしやすい町か

#### ・松田町の子育ての環境や支援【就学前児童・小学生調査】

への満足度については、就学前、小学生ともに「3」の割合が最も高く、次いで「4」が高くなっており、満足度が高い回答がやや多くなっています。



## 4 松田町次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

平成 25 年度に実施した「松田町次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～平成 26 年度）の実施状況」に基づき、数値目標（特定事業の目標設定）について評価を行いました。その評価結果とともにアンケート調査を実施・分析し、本計画に引き継ぐ分野及び重点をおくべき分野の指標を明確にしました。

### 【特定事業の目標設定】

事業名	平成 21 年度 実績	目標 (平成 26 年度)	現状 (平成 26 年 11 月時点)
通常保育事業	58 人 1 箇所	50 人 1 箇所	108 人 1 箇所
延長保育事業	48 人 1 箇所	48 人 1 箇所	45 人 1 箇所
放課後児童健全育成事業	47 人 2 箇所	53 人 2 箇所	55 人 2 箇所
地域子育て支援拠点事業 センター型	1 箇所	1 箇所	1 箇所
ファミリー・サポート・ センター事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所

### 【アンケート調査から評価（小学生調査）】

単位：％

	件 数 (件)	地域 における 子育ての 支援	増進 児童及び 母性並び に乳児及 び幼児の 健康の確 保及び幼 境の整備	子 ども の心身の 健やかな 成長に資 する教育 環境の整 備	子 育てを 支援する 生活環 境の整備	職 業生活と 家庭生活 との両立 の推進	子 ども の安全の 確保	要 保護児童 への対応 にきめ細 かな取り組み の推進	無 回 答
評価できるもの	195	46.7	34.9	7.2	6.7	1.5	54.9	0.5	26.2
今後力を入れて いくべきもの	195	39.0	3.6	26.7	49.2	20.0	30.8	13.8	19.5

松田町次世代育成支援行動計画については、特定事業の進捗状況から概ね一定の成果が得られています。また、アンケート調査からも、評価できるものについては、全体で「子どもの安全の確保」が 54.9%と最も高く、特定事業が含まれる「地域における子育ての支援」の割合も 46.7%であることから進捗状況を裏付ける結果となっています。また、今後力を入れていくべきものについては「子育てを支援する生活環境の整備」の割合が 49.2%と最も高く、次いで「地域における子育ての支援」の割合が 39.0%となっていることから、本計画において、子ども・子育て施策を総合的に進めていくことが求められています。

## 5 松田町の子ども・子育てを取り巻く課題

### (1) 母と子の健康について

#### 現状と課題

乳幼児期は、基本的な生活習慣を整え、人格形成の基礎が培われる大切な時期にあり、保護者や家庭のかかわり方が重要となります。睡眠、食事、運動等生活リズムを整え、子どもとの情緒的交流が望まれますが、一方で、育児不安を持つ母親が多くなっています。

安心して出産し、自分らしく育児ができるよう、妊娠・出産・育児において切れ目なく支援を行っていくことが求められています。

### (2) 子どもにとっての良質な教育・保育の提供について

#### 現状と課題

幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。本町の幼児期の教育・保育施設は、公立幼稚園が2園、私立保育所が1園あり、それぞれの施設が本町の就学前の子どもたちの健やかな成長を支えています。

集団の中での自発的な遊びを通して「生きる力」の基礎を養うとともに、幼児期にふさわしい生活習慣の基礎や規範意識の芽生えが育まれるよう支援が必要です。

就学前の保護者に対するアンケート調査から、ごくわずかですが、子育てをする上で気軽に相談できる人や場所がないとの回答があり、子育ての孤立化の現状が見受けられます。

子どもにとって良質な教育・保育の施設として、幼稚園や保育所が核となり、保護者とともに、子育てを支援する役割を果たすことが求められています。

### (3) 多様な子育て支援サービスについて

#### 現状と課題

子育て家庭のすべての人が、子育てに対する不安や負担を一人で抱え込むことがないよう、妊娠から出産、乳幼児期の育児を通して、適切な助言や公的なサービスを受け、気軽に相談できる場を提供することにより必要な世帯に支援が行き届き、身近な地域での様々な世代の人々が親子を応援できる環境にしていくことが求められています。

本町の就学前の保護者に対するアンケート調査から、「子どもが生まれた時、育児休業を取得しましたか」という問いにおいて、「取得した」と回答があったのは、母親で22.0%、父親で1.3%となっています。

労働者の働き方は正規雇用と非正規雇用の「働き方の二極化」や、依然として「男は仕事、女は家庭」といった固定的な役割分担意識が残っており、仕事と子育てや介護の両立を困難にしている状況等、課題があります。

仕事と生活の調和を図り、仕事も生活も充実する「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を広く社会に浸透させ、女性も男性も仕事と生活を調和させた豊かな生活が送れるよう、一層の普及・啓発が求められています。

### (4) すべての子どもの育ちについて

#### 現状と課題

子どもを取り巻く環境は複雑化、多様化、高度化しており、安心・安全に対するニーズは多岐にわたります。子どもや子ども連れでの行動に不安感を持つことなく子育てができるよう、地域、関係機関との連携を充実させ、安全・安心な体制づくりに努める必要があります。

そして地域では、急速に少子化が進行する一方で、児童虐待等の問題が深刻化しています。子どもが健やかに成長するためには子ども一人ひとりの人権が尊重されることが大切です。

また、近年、幼稚園・保育所・学校において発達障がいやその周辺域の子どもたちが増加の傾向にあり、従来の3障がい（身体・知的・精神）に加え、発達障がいを含めた支援のあり方が課題となっています。子どものライフステージにあわせて、本町の各分野（保健、保育、教育、福祉等）が総合的かつ一貫して支援する仕組みが求められています。

## 1 基本理念

松田町第5次総合計画では、子ども・子育てに関する将来像の実現を支える目標として、「元気と心かよう安らぎを育む（健康・福祉）」、「未来をひらく人と文化を育む（教育・文化）」を掲げています。

本町の児童福祉の基本的な方向に基づき、保育所・幼稚園・学校など行政や専門機関の支援による子どもにとって良質な環境づくりを推進するとともに、家庭・地域社会等、あらゆる主体が連携・協力しながら、本町らしさの中で子どもの健やかな成長を育むことが重要であるととらえ、基本理念を以下のように定めます。



### ■基本理念■

緑と清流の生き生き・まつだが育む  
「さわやか 笑顔の 子どもたち」



---

## 2 計画の基本的な視点

### (1) 子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

### (2) 親（保護者）としての育ちの視点

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することに他なりません。そのために、保護者としての自覚と責任を高め、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、保護者の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

### (3) 地域での支え合いの視点

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。地域の実情を踏まえ、子どもの育ちにとってより良い環境づくりのために地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

### 3 基本目標

#### 基本目標1 母と子のいのちと健康を守る

安心して健やかに子どもを産み育てることができるよう、安全で快適な妊娠期、出産環境を確保するとともに、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実を目指します。

#### 基本目標2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、「豊かな心」と、「健やかな体」を身につけていくことが必要です。乳幼児期の愛着形成の重要性や幼児期的人格形成の特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、保育所・幼稚園・小学校の教職員が保育・教育に対しての相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続をめざした共通の見通しが持てるよう、保育所・幼稚園・小学校の連携を強化します。

#### 基本目標3 多様な子育て支援サービスを展開する

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や能力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割です。妊娠から出産、乳幼児期の育児を通して、専門家の助言や公的なサービスに加え、子育て中の親子同士の交流や家庭の中で解決できないことを気軽に相談できる場があることなど、身近な地域の様々な世代の人々が子育て家庭を応援できる環境づくりを推進します。

#### 基本目標4 すべての子どもの育ちを支える環境の整備

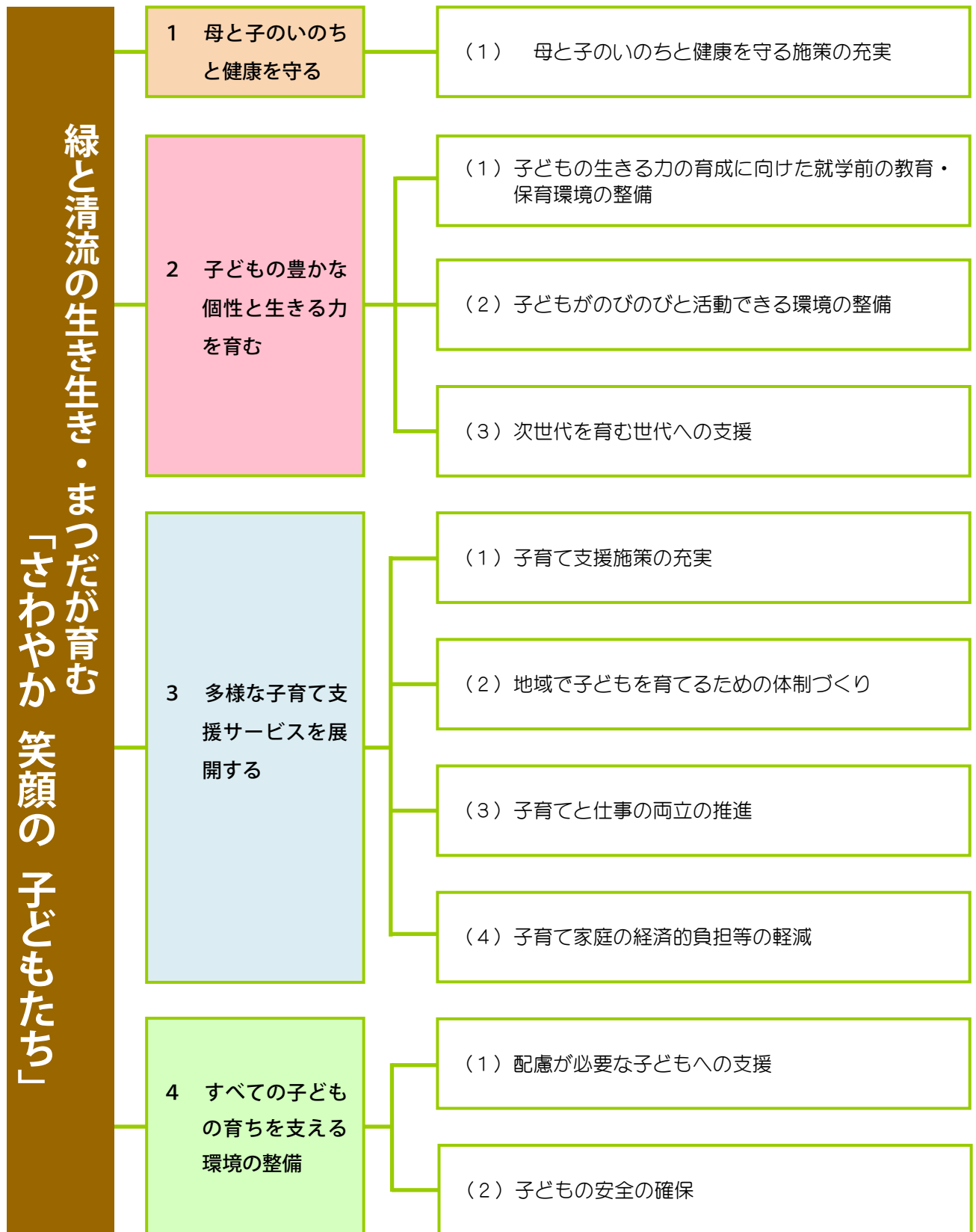
障がいのある子どもや、虐待等によりケアを必要とする子ども等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、子どもの特性に合わせた継続的な支援の充実を図ります。また、すべての子どもの最善の利益の実現に向け、子育てを通して地域に参加する人々のつながりを支援しながら、地域ぐるみで子育て支援に取り組みます。

## 4 施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向】



4つの基本目標の実現に向けて、10の施策の方向に基づく、現状・課題、今後の方向と、目標指標を定め、本町の役割について計画を推進していくものとしています。



### 基本目標

- 子育ての様々な課題の解決に向けて、4つの基本目標を設定しています。  
※第3章参照

### 施策の方向

- 基本目標を実現するための10の施策の方向を設定しています。
- 施策の方向別に本町の方向性を示しています。

### 基本施策

- 基本目標・施策の方向を達成するための主な個別事業として、町が取り組むべき役割を示しています。
- 施策・事業別に担当課と方向性を示しています。
- 各基本施策の表における☆印は、子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しており、第5章で年次ごとの計画を示しています。

## 基本目標 1 母と子のいのちと健康を守る

### 施策の方向 1 母と子のいのちと健康を守る施策の充実

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが肝要です。しかし、核家族化の進行なども影響し、母親の孤立から育児不安に陥ることが懸念されます。

安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、気軽に相談や交流ができる場を提供します。

No	事業名	事業内容	所管課	平成 31 年度 目標
1	母子健康手帳の交付	順調な妊娠経過と安全な出産の確保を図るため、また、乳幼児の成育記録帳として妊娠早期に母子手帳の交付が受けられるよう啓発に努めています。今後とも、妊娠から出産までの不安軽減や異常を予防し、心身ともに健康な妊娠期間を過ごせるよう個別指導（家庭訪問、電話相談）の充実に努めます。	子育て健康課	継続
2	☆妊婦健康診査の実施	妊婦の健康管理を図り、妊婦乳幼児の死亡率低下、流・早産、妊娠高血圧症候群、子宮内胎児発育遅延の防止など、母子の障がいの発生の予防に努めています。妊娠期間中 14 回の費用補助を受けられます。今後とも、健康診査の充実に努めます。	子育て健康課	継続
3	妊産婦歯科健康診査(新規)	妊産婦の口腔に関する疾病の予防や早期発見、また疾病予防等の意識を向上し健康管理を図る事を目的として、平成 25 年から妊娠中に 1 回、産後 1 回、歯科健診の費用の助成を行います。	子育て健康課	継続
4	母親・父親教室の開催	妊娠、出産に関する適切な情報提供と不安の解消を図ることを目的に、母親・父親教室を山北町と共同で開催しています。核家族が進む中、友達づくりの促進、出産・育児の情報提供など、安心して産み育てることができるよう支援しており、今後とも教室の充実に努めます。	子育て健康課	継続
5	☆こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問）	生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握と助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなぎます。このようにして、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。	子育て健康課	継続
6	☆訪問指導（妊産婦・新生児・乳児・低出生体重児・転入児）	母子保健法に基づき、妊産婦、新生児、低出生体重児等を対象に訪問指導を実施しています。今後とも、育児に不慣れな時期に安心して育てることができるよう支援に努めるとともに、虐待のハイリスク家庭等養育支援を必要とする家庭の早期発見に努めます。	子育て健康課	継続

No	事業名	事業内容	所管課	平成31年度 目標
7	乳幼児健康診査の実施	乳幼児期各期において、健康診査及び保健指導を実施、育児支援と疾病または異常の早期発見を行うことにより、乳幼児の健康の確保と健全育成を図っています。3～4か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査は町で行い、お誕生日健康診査（10～11 歳児）を医療機関に委託し個別健康診査方式で実施しています。今後とも、健康診査の充実に努めるとともに、虐待の早期発見に努めます。	子育て健康課	継続
8	乳幼児健康相談の実施	健康福祉センターには保健師又は看護師が常駐し、いつでも相談できる体制を整えています。0歳～就学前までの乳幼児を対象に、月1回、育児に関する適切な情報の提供や、不安・心配事の軽減・解消を目的に「すくすく育児相談」や「おっぴい相談」を実施しています。今後とも健康相談の充実に努めます。	子育て健康課	継続
9	幼児教室	各種健康診査や相談事業をきっかけに親子で参加し、遊びを通して子の発達を促し、また母と子が気づき、成長していくことを目的に、月1回ずつ「親子ふれあい教室」や「育児応援教室」を実施しています。今後とも、幼児教室の充実に努めます。	子育て健康課	継続
10	予防接種の実施	子どもの疾病を未然に防ぐため、すべての子どもが必要な予防接種を受けられるよう、各予防接種の効果やリスクについて保護者への知識の啓発に努めています。各種予防接種は個別接種で実施しており、今後とも国の指針に基づき、予防接種の実施に努めます。	子育て健康課	継続
11	歯科教室及び歯科健康診査の実施	1歳児～3歳児を対象に、下記歯科指導教室、フッ素塗布、歯科健康診査を実施しており、今後とも、教室・健康診査等の充実に努めます。 【歯科指導教室】 1歳児の親等を対象に、歯の大切さを認識し、子どもの虫歯予防に対して関心が高まるよう、歯みがきや適切な食習慣の必要性について啓発しています。 【歯科健診】 1歳6か月児～3歳児を対象に、健康診査受診時に、う歯予防に対する関心の向上を目的に実施しています。 【フッ素塗布】 2歳児を対象に、虫歯予防を目的に、フッ素塗布及びサホライド塗布を実施しています。	子育て健康課	継続
12	各種健康診査	【特定健康診査】 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防と改善を目的に、国民健康保険に加入の40歳以上の方を対象に実施しています。 【女性のがん検診】 国の指針に基づき、がんの早期発見のため乳がん（40歳以上の方）検診や、子宮がん検診（20歳以上の方）を実施しています。食生活をはじめとするがん予防の啓発、健康診査の受診率の向上に努めます。	子育て健康課	継続
13	乳幼児とのふれあい事業	核家族化が進み、乳幼児に触れ合う機会が少なくなっている中学生を対象に、乳幼児と触れ合う体験をし、乳幼児の成長発達や、命の大切さについて啓発を図ります。	子育て健康課	新規

No	事業名	事業内容	所管課	平成31年度 目標
14	離乳食講習会	離乳期の乳児を持つ母親等に調理実習を通して子どもの発達に合わせた食材の選び方や調理の方法等を指導し、適切な食習慣を身につける目的で隔月に実施しています。大人用の献立から工夫して離乳食を作ることができるようなメニューの提案等を行っています。今後とも、講習会の充実に努めます。	子育て健康課	継続
15	保育所給食の推進	入所児童の健全な発育及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、おいしい、という情緒的機能や食事を大切にする考え方を教える等の教育的機能としての役割をもつ保育所給食の推進・充実に、今後も努めます。	子育て健康課	継続
16	学校給食研究会	幼稚園を含む学校給食や食事のあり方について、地域と連携した地産地消や保護者の代表を加えた研究会を開催することにより、「食育」の推進に努めます。	教育課	継続
17	食生活改善推進員活動	健康づくりの柱である食生活について地域住民自ら推進していくため「ヘルスメイトまつだ」が組織されています。1歳児歯科指導教室におけるおやつ作りなど、食育の視点を生かし活動しています。また、推進員の養成は、足柄上地区1市5町合同で養成講座を開設し輪を広げていくよう努めています。今後とも、食生活改善推進員活動の充実に努めます。	子育て健康課	継続
18	食育推進計画の推進	食育基本法が制定されたことを受け、平成25年3月に松田町健康増進計画・食育推進計画を策定しました。今後、関係機関と連携の下、計画を推進していきます。	子育て健康課	継続
19	食に関する学習機会の推進	親子で作る簡単なおやつ作りを通して、「一緒に作る喜び」「一緒に食べる喜び」等の機会を提供しています。	子育て健康課	継続
20	地域医療体制の整備	多様化する医療ニーズに対応するため、足柄上医師会の協力を得ながら医療機関との連携に努め、地域医療体制の整備を図っています。また、足柄上病院等との医療連携を積極的に実施しており、今後とも、地域の医療体制づくりに努めます。	子育て健康課 福祉課	継続
21	休日、夜間医療体制の整備	すでに行われている休日急患診療医療体制（足柄上医師会）、子どものかかりやすい病気やけが、事故の予防と対処方法の情報提供を充実し、周知を図っています。また、休日等の歯科の救急医療体制について、今後とも、足柄歯科医師会との連携を図り医療体制の整備に努めます。	子育て健康課	継続
22	二次救急医療体制の整備	2市8町で広域二次病院群輪番制をとって対応しており、今後とも医療体制の整備に努めます。	子育て健康課	継続
23	かかりつけ医の推進	訪問事業や相談事業等を通して身近に子どもの成長・発育について相談できる医師を持つことで、安心して育児ができるよう普及啓発及び関係機関との連携を図り、医療体制づくりに努めます。	子育て健康課	継続

☆印は、子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しており、第5章で年次ごとの計画を示しています

## 基本目標 2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む

### 施策の方向 1 子どもの生きる力の育成に向けた就学前の教育・保育環境の整備

幼児が自立と協同の態度を育むことを目的とし、異年齢交流や「自発的な活動としての遊び」や、子ども同士が共通の目的を持ち、協力・工夫して遊ぶ「協同する経験」などを通して、豊かな社会性を育むための取り組みを充実します。

保育サービスについては、利用者の多様なニーズに応えることができるよう、認可保育所など、特定教育・保育施設の整備を行うとともに、地域型保育施設の設置も視野に入れ、きめ細やかな保育サービスをより一層充実していきます。

No	事業名	事業内容	所管課	平成 31 年度 目標
1	多様な体験活動の推進	総合学習などをおして、小学校及び中学校に、様々な学習活動の指導、協力を行う地域住民の情報の提供及び多様な体験活動を推進していきます。また、学校とは別の環境として、青少年指導員などで主催するキャンプ教室等では、多様な体験活動とともに地域の大人との関わりにより学ぶ集団生活における経験なども継続的に推進していきます。	教育課	継続
2	学校評議員制度の活用	学校評価の充実と学校評議員制度の活用により、今後とも、地域及び家庭と学校との連携・協力を努めます。	教育課	継続
3	英語教育の充実	小学校における英語の教科化や、国際化等社会のニーズに応じて、ALT（外国語指導助手）による発達段階に応じた英語指導を行うことにより、園児・児童・生徒の英語教育の充実を進めます。	教育課	継続
4	情報教育の充実	情報社会に即応できる基礎知識や技能が身につけられるように、ICT機器（電子黒板、パソコン、タブレット等）の操作ほか、指導する教職員のスキル、活用できる設備、人的支援を進めており、今後とも、情報教育の充実に努めます。	教育課	継続
5	福祉教育の推進	心の教育と福祉思想の普及に努めます。特に、青少年層の優しさや思いやりを育むため、学校における福祉活動の充実に取り組んでおり、また、中学生を主な対象に、夏休みの特別養護老人ホームでのボランティア活動、社会福祉協議会での福祉体験を実施しており、今後とも福祉教育の充実に努めます。	教育課	継続
6	特別支援教育の充実	障がいのある児童・生徒の障がいに応じた、適切な教育を受けられるように、今後とも、特別支援学級の指導・充実、交流教育の推進など特別支援教育の充実に努めます。	教育課	継続
7	道徳教育の充実	年間 35 時間の道徳の時間の確保や、他教科等と関連を図ったり、私たちの道徳の効果的活用を図ったりするなど、今後とも、子どもの心に響く道徳教育の充実に努めます。	教育課	継続



No	事業名	事業内容	所管課	平成31年度 目標
8	幼稚園と小・中学校の連携教育	幼稚園・小学校・中学校連携教育推進会議を行い、各中学校区では独自に研究会を開催し、地域や子どもたちの実情に合った連携教育を推進します。また、保育所も含む他園の教職員による授業参観や研究協議などの相互研修や幼稚園教育研究会などに積極的に参加し、今後とも、教職員の資質の向上に努めます。	教育課	継続
9	教職員の資質の向上	授業研修会を開催し、指導法の改善や小中学校の連携強化に努めています。また、今後とも、各種研修会にも積極的に参加し、教職員の意識改革と資質の向上に努めます。	教育課	継続
10	人権教育	学校生活のあらゆる機会を通して、人権教育を推進するとともに、一人ひとりが個性と能力を発揮できる教育に努めています。	教育課	継続
11	いじめ・不登校・問題行動及び非行の防止	いじめの根絶、不登校・問題行動に関して早期発見、早期対応ができるように、日常の観察などによる実態把握に努めています。また、保護者、学校、スクールカウンセラー等と連携し、今後も個に応じた支援に努めます。さらに、松田町いじめ基本方針の基本理念のもと、いじめの根絶を目指し様々な取り組みを進めていきます。	教育課	継続
12	教材・教具の整備	園児、児童・生徒が身近な環境に自らかかわって生活に取り入れていこうとする態度を養うため、今後とも教具や身近な用具（備品や消耗品）の整備に努め、学習指導の充実を図ります。	教育課	継続
13	施設の整備・維持管理	幼児教育や学校教育の質的变化や新たな施策に対応するため、長期的な幼児数、児童・生徒数の変動を把握し、適正な施策の整備に努めています。また、幼児教育や学校教育にふさわしい環境づくりをめざし、施設の維持管理に努め、計画的に教育環境の充実を図ります。	教育課	継続
14	子どもの読書活動の推進	子ども向けの図書資料の整備や環境整備、ボランティアとの連携によるサービスの提供、図書室の情報提供推進など、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、今後とも、子どもの読書活動推進計画さらには総括的な推進施策に努めます。	教育課	継続
15	スポーツ活動に関する支援	様々なスポーツ活動に接する機会の提供を図り、運動を楽しむ教育・指導の充実に取り組んでいます。また、スポーツ基本法に基づく総合型地域スポーツクラブの活用により子どもたちに対して様々な運動を行う機会の提供に努めます。	教育課	継続
16	小児生活習慣病の予防	肥満、偏食、朝食の欠食などの解消に向けた食習慣や栄養、適正体重などに関する正しい知識の普及啓発を図るため、今後とも、健康教育の充実を図り、小児生活習慣病の予防に努めます。	子育て健康課 教育課	継続
17	口腔の健康管理	歯科健診や健康教育等を通じて、むし歯予防等の口腔の健康管理に取り組んでおり、今後とも充実に取り組んでいます。	子育て健康課 教育課	継続

No	事業名	事業内容	所管課	平成31年度 目標
18	☆通常保育事業	保育ニーズは高まる傾向にありますが、一方で推計からは少子化の傾向もあります。現在の入所児童数は125人となりましたので、管内保育所定員を平成27年度から30人増員します。それでも不足することが予想されるため、平成31年度に状況によって小規模保育の設置も検討します。	子育て健康課	拡大
19	☆延長保育事業	現在、松田さくら保育園では午前7時と午後6時30分からの各30分間を延長保育時間として設定しています。新制度では、標準と短時間保育の区分ができますが、ニーズに応じた延長保育体制の充実に努めます。	子育て健康課	継続
20	障がい児保育事業	現在、本町では、保育所の集団生活が可能な、心身の発達に不安のある児童を保育する障がい児保育を実施しています。このような児童は増加傾向にありますが、今後とも、関係機関と適正な情報共有と受け入れに努めます。	子育て健康課	継続
21	休日保育事業	子育て中の保護者の中には、サービス業等で、日曜日に就労している人がいますが、本町では、休日保育の実施はありません。今後はニーズ量を把握しながら検討していきます。	子育て健康課	継続
22	特定保育事業	保護者の就労状態により「週2、3日の利用」または「午前ないし午後だけの利用」が可能な保育事業です。今後についてはニーズ量を把握しながら検討していきます。	子育て健康課	検討
23	乳児保育の促進	出産後、乳児保育を開設している保育所があれば安心して働くことができるという保護者のニーズに応え、松田さくら保育園では産休明けからの乳児の保育を実施しています。今後も乳児保育の促進に努めます。	子育て健康課	継続

☆印は、子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しており、第5章で年次ごとの計画を示しています

## 施策の方向2 子どもがのびのびと活動できる環境の整備

地域の中での公共施設等を活用するとともに、生涯学習の振興の観点から町民一人ひとりが培ってきた学びを生かし、子どもの健全育成のための居場所づくり事業を推進します。

また、自由な時間が減少傾向にある子どもに対して、既成の参加型事業だけでなく、地域の中で安心して子ども同士が交流を行う場として、自主を重んじ、自由に活動や学習、遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。

No	事業名	事業内容	所管課	平成31年度目標
1	児童・生徒のための放課後の居場所づくり	体制整備に向けて、子育て健康課と教育委員会との連携を強めるとともに、ボランティア（青少年指導員）・自治会等の活動と連携できるような取組みを推進します。	教育課	継続
2	子どもの館事業	日本の伝統的な言葉遊びや季節の行事を楽しみながら、親と子が癒される場所。子どもたちを取り巻く生活及び文化環境を豊かなものにするために、郷土の生活・文化を伝承した文化活動を推進していきます。	観光 経済課	継続
3	家庭相談事業	県小田原保健福祉事務所足柄上センターには、家庭児童相談室が配置され、家庭相談員により子どもの生活習慣・しつけの問題・家庭における人間関係・学校生活、引きこもり、不登校など、児童の養育に関連する様々な問題について相談を受け付けています。内容により、児童相談員と地区担当保健師が家庭訪問や児童相談所等関係機関への連絡を取り対処しており、今後とも家庭相談事業との連携に努めます。	子育て 健康課	継続
4	児童・生徒指導に関する学校支援	児童・生徒指導に関して、指導主事が次のとおり取り組んでいます。また、今後も児童・生徒指導に関する学校支援に努めます。 ・児童・生徒並びに保護者への適切な指導に関する支援 ・保護者の直接的な訴えに対し事情調査と必要に応じ学校への指導	教育課	継続
5	スクールカウンセラー配置活用事業	児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを中学校に配置し、小学校に心の相談員を配置しており、きめ細やかな支援体制の構築により、小・中学校の児童・生徒、保護者、教員の教育相談援助にあたっています。	教育課	継続
6	少年スポーツの健全な育成、団体への支援	少子化が進み、少年スポーツ団体の登録者数も減少傾向にある中、子どもたちの心身の健全な育成を図るため、子どもたちが気軽にスポーツを楽しめるような機会を提供します。また少年スポーツ団体への支援として団員募集の広報をはじめ、スポーツ保険料の補助、活動場所の環境等の充実に努めます。	教育課	継続

No	事業名	事業内容	所管課	平成31年度 目標
7	幼小中PTA家庭教育学級の開催	幼稚園、小学校、中学校 PTA の保護者を対象に、近年の核家族化、少子家族化の進行に加え、共働き家庭の増加等に伴って低下している家庭教育力、地域教育力の向上を図ることを目的に、家庭教育学級を実施しています。活動内容は、各種体験教室や、講演会などです。今後とも、活動内容の充実に向けた支援に努めます。	教育課	継続
8	保育サークル活動への支援	保護者が行事等に参加する際の一時的な保育を目的に、情報提供など保育サークル活動への支援を実施しており、今後とも、支援の充実に努めます。	教育課	継続
9	体育協会活動の充実	本町におけるスポーツの振興を通して、住民の体力づくりと健康の増進を図り、スポーツマンシップの涵養・スポーツを通してのコミュニティづくりを推進するため、今後とも、体育協会活動の支援・連携の充実に努めます。	教育課	継続
10	子育て学習講座事業の推進	子育てやしつけなど、家庭教育のあり方を見つめ直してもらうため、家庭教育に関心の少ない親などを含めたより多くの親を対象に、「楽しい親子教室」(教育課)、「健康教育」(子育て健康課)を開設し、今後とも、考える機会を提供することで家庭教育の再生に努めます。	子育て健康課 教育課	継続
11	健診時ブックスタートの提供	3か月児健康診査時に、赤ちゃんと保護者が絵本を介してゆっくりと心が触れ合う時間をもつきっかけを作るため、絵本を配付しています。今後とも、健診時ブックスタートの内容の充実に努めます。	子育て健康課	継続
12	文化伝承教室(文化伝統の継承)	本町は地域独自の伝統文化継承のため、関係団体の支援に努めます。	教育課	継続
13	図書館活動の推進	図書館の充実と図書館活動の推進に向け、次のような取り組みを行っています。 ・幼児へのおはなし会 月3回母子で20名 ・特別おはなし(年2回80名)	教育課	継続
14	公民館活動の推進	公民館において、様々な学習や遊び、交流を目的に、次のような公民館活動を促進します。 ・公民館施設の利用 ・公民館活動事業の推進 ・文化活動事業 芸術芸能鑑賞会、展示会、講演会などの開催 ・研修会、講座等の開催 今後とも、児童の健全育成を推進する事業展開を図ります。	教育課	継続

### 施策の方向3 次世代を育む世代への支援

保護者や子どもに対して、性に関する正しい知識を普及し、親子でそれらについて話し合うことの重要性を伝えていく必要があります。また、友人やマスメディアからの影響を受けやすい時期でもあるため、学校、地域、家庭の連携により、飲酒、喫煙、薬物乱用の防止に努めます。さらに学校や関係機関と連携し、健全な青少年の育成を図ります。

No	事業名	事業内容	所管課	平成31年度目標
1	子どもや保護者に対する教育・啓発の推進	子どもが犯罪被害に巻き込まれることがないように、インターネットをはじめとするメディア上の情報に関して、子どもに関する情報を集め、メディアの問題性や注意事項などを促すために子どもや保護者に対する各種啓発活動を推進しています。今後とも、上記啓発活動の推進に努めます。	教育課	継続
2	子どもの権利条約に関する啓発普及の促進	「児童の権利に関する条約」の内容についての普及・啓発に努めるとともに、自他の人権を尊重できるような人権教育の推進に努めます。	教育課	継続
3	性についての正しい知識の普及	性に対する意識や性行動の実際について現状の把握に努めます。また、保健学習などを通して、命の大切さを啓発するとともに、性感染症についての情報提供及び性についての正しい知識の普及を実施しており、今後とも、知識の普及に努めます。	教育課	継続
4	未成年者の喫煙・飲酒及び薬物乱用等防止	未成年者の喫煙・飲酒防止に加え、薬物乱用防止のため啓発活動や環境づくりを推進しています。また、喫煙・飲酒及び薬物に関する正しい情報提供や普及啓発も実施しています。今後とも、未成年者の喫煙・飲酒及び薬物乱用等の防止に努めます。	教育課	継続

## 基本目標3 多様な子育て支援サービスを展開する

### 施策の方向1 子育て支援施策の充実

すべての子育て家庭が、不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるように、様々な地域の資源の活用を図りながら、きめ細かな子育て支援サービスを提供するとともに、身近なところで子育てについて、相談ができ、情報提供が図れるよう関係機関との連携を強化し、保護者の育児負担の軽減を図ります。

No	事業名	事業内容	所管課	平成31年度目標
1	☆病後児保育事業 (派遣型)	病気の回復期にあり、安静を要し、保育所等に行けない場合に、保育士・看護師等を児童の自宅に派遣したり、一時的に特別な施設で保育をしたりするサービスです。実施についてはニーズの把握や広域圏での展開も含めた事業の検討に努めます。	子育て健康課	検討
2	☆ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援を必要とする保護者とその支援を提供できる人との接点をもたす互助的的事业です。地域の保育機能を補完する役割からも、さらに関係機関と連携しながら事業を推進します。	子育て健康課	継続
3	☆放課後児童健全育成事業 (学童保育)	本町では、現在2か所の学童保育室を設置しており、年度当初や夏休み期間には利用希望が定員を上回る状態です。更に保育所入所児童数が増加傾向にあることから、学童保育へのニーズは高まることが予想されるため、今後は、関係機関と調整を図りながら施設の拡充を検討するとともに、児童の保育環境の整備充実にも努めます。	子育て健康課	拡大
4	☆子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者が仕事などで一時的に養育が困難となったときに、概ね1週間以内の短期間において児童福祉施設等で児童を養護・保護する事業です。実施についてはニーズの把握や事業の検討に努めます。	子育て健康課	検討
5	☆子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	保護者が仕事などで夜間に保育できない場合に午後5時から午後10時を目安として児童福祉施設等で児童を預かり、生活指導や食事の提供等を行う事業です。実施についてはニーズの把握や事業の検討に努めます。	子育て健康課	検討
6	☆一時保育事業	私立保育所で自主事業として実施してきましたが、平成27年度からは、施設を拡充した松田さくら保育園で開始します。	子育て健康課	新規
7	☆つどいの広場事業	主に0～3歳までの子育て中の親の交流を図り、子育ての不安の軽減、仲間づくりを支援するものです。本町では、子育て支援センターにおいて、日常的にこの機能を果たしています。	子育て健康課	継続

No	事業名	事業内容	所管課	平成31年度 目標
8	☆子育て支援 センター事業	<p>子育て支援センターは、子育てに関する悩みなどを気軽に相談できる場として、また、地域における総合的な子育てを行う拠点として平成14年10月に開設しました。主な活動として、下記のような子育てサービスの提供を実施しており、近年、来所者数も増加傾向にあります。ニーズ調査では潜在的来所希望が相当にあったため、施設数の増加に取り組みます。</p> <p>○主な活動</p> <p>育児不安等についての相談指導及び援助事業・育児情報の収集及び提供・子育て支援関係機関、組織等への協力及び支援・子育て広場（フリースペース）の開設・親子と一緒に食事ができるランチルームの開設。</p>	子育て健康課	拡大
9	民生委員児童 委員相談事業	<p>本町では、35名の民生委員児童委員が、担当地域において援助を必要とする人に対して、福祉サービスを適切に利用できるよう、住民の立場にたって相談に応じたり、必要な情報の提供を行っています。また、児童福祉に関する事項を専門的に担当する2名の主任児童委員が関係機関や民生委員児童委員と連絡・調整のうえ、相談援助事業にあたっています。今後とも、相談事業の充実に努めます。</p>	福祉課	継続

☆印は、子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しており、第5章で年次ごとの計画を示しています

## 施策の方向2 地域で子どもを育てるための体制づくり

地域におけるさまざまなネットワークを利用し、少しでも多くの人にサービスや事業の周知、それらの利用および参加を促進します。また、地域で活動しているNPO法人や団体、町民ボランティア活動等の充実に向けて支援し、地域に根ざしたネットワークを図り、子育て支援サービスの向上に努めます。

地域の社会資源を活用しながら、地域ぐるみで子どもの育ちを支えるため、保護者や地域の人々が学校運営に参画・支援する仕組みづくりを推進します。

No	事業名	事業内容	所管課	平成31年度目標
1	母子保健事業推進連絡協議会	母子保健事業を効果的に推進するため、母子保健事業推進連絡協議会を設置しています。委員は、保健・医療・福祉・幼稚園・保育所等の関係団体の代表者等から構成されています。今後とも、各機関が、子育て支援の必要性や母子保健の現状を理解し、お互いの活動について情報交換しながら、子育て支援活動の充実に努めます。	子育て健康課	継続

## 施策の方向3 子育てと仕事の両立の推進

仕事と子育てを両立する上では、保育サービスの充実に加え、育児休業が取得しやすい職場環境、妊娠中や育児期間中の勤務軽減等、事業所における子育てへの支援が重要になります。仕事と家庭の両立のために、家庭の重要性を再認識し、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、労働者や町民、事業所に対する意識啓発を進めていきます。

No	事業名	事業内容	所管課	平成31年度目標
1	性別による役割分担意識の見直し	男女の役割分担意識を身近な問題として考えてもらうための講演会・研修会や広報紙でのPRを実施しています。今後とも、性別による役割分担意識の見直しの充実に努めます。	政策推進課	継続
2	仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進	保育サービスの充実をはじめ、子育て支援センター等のサポート施設や活動、サービスについて、広報紙面等を通じてお知らせし、住民への活用を勧めています。今後とも、就業条件・環境の整備に向けた情報提供等に努めます。	政策推進課	継続
3	ハローワーク等関係機関との連携	今後とも、関係機関と連携した町民の雇用及び労働条件改善の啓発等に努めます。	観光経済課	継続



No	事業名	事業内容	所管課	平成31年度 目標
4	国、県及び農業団体、商工団体等関係団体との連携	国、県及び地域における農・商業等の関係団体等と連携を図りながら、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進する広報・啓発、情報提供等について推進していきます。今後とも、上記連携の充実に努めます。	観光 経済課	継続
5	男女共同参画の意識づくり	性別にとらわれない、真の男女共同参画社会をつくるためには、まず女性の社会的自立が不可欠であることから、町では住民の方々の意識改革や環境整備を推進していきます。また、意識啓発のための講演会等の男女共同参画事業、父親・母親教室等の保健事業、子育て支援センター事業など、関係各課・機関と連携して、推進のための事業を行っていきます。今後とも、男女共同参画の推進に努めます。	政策 推進課	継続
6	男女共同参画教育の推進	男女平等の社会を目指して、地域社会の制度や慣行を見直すなど、平等の認識が深まるよう意識啓発と学習機会の充実に努めます。	政策 推進課	継続
7	☆保育サービスの活用	今後とも、町民が仕事と子育ての両立ができるよう、延長保育や低年齢児保育の事業導入、ファミリー・サポート・センターや学童保育の実施、施設面から保育内容まで、各種保育サービスの充実と質の向上に努めます。	子育て 健康課	継続
8	就業条件・体制の整備	今後とも、男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等について企業・事業主及び住民等への啓発に努めます。	政策 推進課	継続
9	国、県及び関係団体等との連携	国、県及び地域における関係団体等と連携を図りながら、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備・関係法制度等の広報・啓発・情報提供等について積極的に推進しています。今後とも、上記連携の充実に努めます。	政策 推進課 子育て 健康課	継続

☆印は、子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しており、第5章で年次ごとの計画を示しています

## 施策の方向 4 子育て家庭の経済的負担等の軽減

経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう、引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者ならびに子どもの生活支援、保護者の就労支援等、経済的な困窮家庭に対する側面的な支援を充実します。

また、ひとり親家庭等においては、母子家庭で経済的な問題が、父子家庭で家事や子育てに不慣れなため、家庭生活においても多くの問題を抱えているケースが少なくありません。

子育てや生活支援、就業支援、経済的支援等、総合的な支援に努め、自立に向けた制度の充実を図ります。

No	事業名	事業内容	所管課	平成31年度目標
1	保育料の検討	保育所等通常保育の保育料については、子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援新制度に基づき、今後とも、適正な保育料の設定に努めます。	子育て健康課	継続
		幼稚園の保育料についても、今後の適正な保育サービスのあり方を踏まえて検討していきます。	教育課	継続
2	児童手当の支給	法令に基づき中学校修了までの児童を養育している方に、次の金額を支給します（金額は1人当たりの月額です）。 3歳未満：一律15,000円、3歳以上小学校修了前：10,000円（第3子以降は15,000円）、中学生：一律10,000円 ※所得制限により5,000円となる場合があります。	子育て健康課（国事業）	継続
3	小児医療費助成	通院や入院に対する助成対象年齢を平成23年度より中学校修了までに拡大しています（所得制限なし）。 ニーズ調査結果から評価の高い事業であるため、今後も継続に努めます。	子育て健康課	継続
4	育英奨学制度	経済的な理由によって就学が困難となる児童・生徒に対し、育英奨学資金貸付、福田奨学金などによる就学の援助を行うことにより、教育の機会均等を図ります。	教育課	継続
5	ひとり親家庭の自立、就業支援	現在行っている制度は、児童扶養手当・ひとり親医療制度等があり、引き続き自立に向けた支援を推進します。	子育て健康課	継続
6	ひとり親家庭への相談対応の推進	ひとり親家庭における児童の健全な育成を支援するため、県をはじめとする関係機関との連携を密にして生活指導や相談対応を実施しています。 今後とも、県の指針に基づき、指導、相談の充実に努めます。	子育て健康課	継続

No	事業名	事業内容	所管課	平成31年度 目標
7	児童扶養手当 の支給	離婚などのため、ひとり親により児童を養育している家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉増進を図ることを目的として県が手当を支給しています（所得制限があります）。 国、県の指針に基づき、手当を支給しており、平成21年度までは対象が母子家庭だけでしたが、22年度からは父子家庭も対象になっています。	子育て 健康課	継続
8	母子・寡婦福 祉資金の貸付	母子家庭及び寡婦の経済的自立の助長を促進するため、指針に基づき、県が実施している低利の各種生活資金の貸付制度の周知に努めます。	子育て 健康課	継続

## 基本目標 4

## すべての子どもの育ちを支える環境の整備

### 施策の方向 1 配慮が必要な子どもへの支援

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えます。育児不安や児童虐待の早期発見に努めるため、訪問による援助・育児指導を拡大します。また、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

障がいのある子どもとその家庭に対しては、一人ひとりの障がいの状況に応じた、きめ細かい支援を行っていく必要があります。障がい児が地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを推進します。

No	事業名	事業内容	所管課	平成 31 年度 目標
1	相談体制の整備	児童虐待の未然防止のための相談体制の確立、また被害を受けた子どもの早期発見と早期対応に努めるとともに、立ち直りを支援するため、関係機関と連携した早期の対応に努めます。	子育て健康課 教育課	継続
2	☆要保護児童対策地域協議会	多くの関係機関の役割分担や連携に関する調整を密にし、支援が適切に実施されるよう、「要保護児童対策地域協議会」を設置しています。各関係機関の管理者レベルの代表者会議をはじめ、実務者会議・ケース検討会議を開き、問題の共有化・問題の原因追求、支援の方向性などを検討し、支援体制を充実させていきます。	子育て健康課	継続
3	虐待の発生予防	子育て支援センターや教育委員会、民生委員児童委員、県児童相談所、県家庭児童相談室等と連携して虐待の早期発見・早期対応に努めています。 また、子どもの人権の啓発を図るとともに、児童相談員や保健師による育児不安等に対応する相談体制、育児支援、家庭訪問事業を積極的に展開します。	子育て健康課	継続
4	療育体制の充実	障がいを早期に発見して療育を進めることや、障がいの軽減を図るために、乳幼児健診及び訪問指導など母子保健の充実、保健師など専門職員による療育相談、親子教室及び地域訓練会などの指導の充実を図ります。 また、児童相談所や保健所、知的障がい児通園施設、教育等関係機関との連携の強化を図り、障がいのある人が身近な地域で、いつでも相談が受けられ、自立できる体制の整備強化に努めます。	子育て健康課 福祉課 教育課	継続
5	☆養育支援家庭訪問事業	様々な原因で養育支援が必要となっている家庭等に対し、保健師や助産師が訪問し指導、助言をする事により、養育上の問題の解決や軽減を図ります。	子育て健康課	継続

No	事業名	事業内容	所管課	平成31年度 目標
6	障害児居宅支援事業の推進	<p>障がい福祉サービスにおける居宅支援サービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ）など、身近な地域における各種社会資源を有効に活用し、今後とも、障害児居宅支援事業の推進に努めます。</p> <p>障害者総合支援法に基づくサービス（居宅介護、行動援護、短期入所等）および児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）など、障がい児が身近な地域において適切な支援を受けられるよう障害児居宅支援事業の推進に努めます。</p>	福祉課	継続
7	特別児童扶養手当の支給	<p>政令で定める重度若しくは中度の障がいの状態にある20歳未満の児童を監護又は養育している方を対象に、特別児童扶養手当を支給しています。今後とも、国の指針に基づく特別児童扶養手当により支援していきます。</p>	子育て健康課	継続
8	障害児福祉手当の支給	<p>日常生活において常時介護を必要とする在宅重度障がい児（20歳未満）の方に支給されます。対象者は手当認定基準に定められている障がいの範囲程度が1つ以上あるか、それと同程度以上の状態である方へ、障害児福祉手当が支給されています。</p> <p>今後とも、国、県の指針に基づき、実施していきます。</p>	福祉課 (県事業)	継続
9	身体障害児補装具給付事業の実施	<p>身体に障がいのある児童に対し、日常生活動作を支援するため、補装具費の一部を助成することにより、将来、社会人として自立自活するための素地を育成・助長します。今後とも、国、県の指針に基づくとともに、身体障がい児の状況を踏まえながら、必要な補装具の給付に努めます。</p> <p>障がい児が将来、大人として自立するための素地を育成助長することを目的として、今後も適切な給付に努めます。</p>	福祉課	継続
10	支援教育の推進	<p>障がいの有無にかかわらず、全ての子どもたちのニーズに対応できるように支援教育を推進していくとともに、校内の教育相談・支援教育の推進に努めます。また、小中学校においては、障がいのある児童生徒の介助員や通常級でも学習支援を要する児童生徒に対する学習支援員の配置をしており、幼稚園は介助を要する園児に対して支援教諭を配置しています。</p>	教育課	継続
11	重度障害児日常生活用具給付事業の実施	<p>在宅の重度障がい児に対し自立生活支援用具等の日常生活用具費の一部を助成することにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。この事業は地域生活支援事業（市町村事業）に位置づけられているため、重度障がい児の状況を踏まえるなど、地域の実情に応じて、必要な日常生活用具の給付に努めます。</p>	福祉課	継続

☆印は、子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しており、第5章で年次ごとの計画を示しています

## 施策の方向 2 子どもの安全の確保

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、子どもを交通事故から守るため、関係機関との連携・協力の強化を図り、交通事故防止対策を推進します。

子ども自らが危険回避できる力を養うための交通安全教育、防犯・防災教育や、警察、行政、学校、幼稚園、保育所、地域等の連携や協力による防犯、防災、交通事故対策等に今後も引き続き取り組み、危機管理を強化します。

No	事業名	事業内容	所管課	平成 31 年度 目標
1	関係機関・団体との情報交換	子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、学校関係者や警察等と綿密な情報交換を実施しており、今後も情報交換の充実に努めます。	総務課	継続
2	パトロール活動の推進	防犯指導員・青少年指導員が、学校付近や通学路等において PTA 等学校関係者や防犯ボランティア等の関係団体と連携したパトロール活動を推進しており、今後とも積極的に活動を進めます。	総務課 教育課	継続
3	「こども 110 番のいえ」の充実	子どもが危険を感じた時や、困ったことが起きた時の緊急避難場所である「こども 110 番のいえ」等の防犯ボランティア活動促進を支援しています。今後とも、緊急避難場所の確保に努めます。	教育課	継続
4	幼稚園、小学校、中学校の安全管理の推進	幼児・児童・生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取り組みを進めています。また、幼稚園、小・中学校へ元警察官などの警備員を 1 名ずつ配置し、子どもの安全確保の充実、強化を図っています。教職員についても月に数回、学期始めなど通学路等に立哨し、子どもたちを見守り、安全管理を推進していきます。	教育課	継続
5	あんしんメール配信	町・県・警察等からの災害・犯罪（不審者情報など）に関する緊急情報や、防災防犯に関するお知らせ情報を登録者にメールでお知らせし、安全・安心なまちづくりに努めます。	総務課	継続
6	防犯ブザーの配布	小中学生を登下校時の犯罪・事故等の被害から守るため、防犯ブザーを貸与しており、今後も被害防止に努めます。	教育課	継続
7	防犯の意識づくり	警察及び防犯指導員や防犯関係団体と連携し、防犯キャンペーン、広報などの啓発活動を展開していくことにより、今後とも、保護者や子どもたちの防犯の意識高揚に努めます。	総務課	継続
8	防犯講習の実施	子どもが犯罪等に遭わないようにするための防犯講習の実施に努めます。	教育課	継続

No	事業名	事業内容	所管課	平成31年度 目標
9	交通安全教育の推進	各期交通安全運動期間中、町交通安全指導車での広報及び毎月1日、15日の登校における小学校近辺で、交通指導隊員が街頭立哨を行っています。また、小学校では自転車の安全な乗り方の指導、幼稚園も歩行訓練を行っています。今後とも、交通安全教育の推進に努めます。	総務課	継続
10	道路の通行の安全確保	車両と歩行者の共存を図りつつ、特に歩行者の安全確保・利便性の向上を目的とした道路整備に努めます。	まちづくり課	継続
11	道路環境の整備	【幹線道路】 狭あい道路の改善と、歩行者の安全等を確保し、車両及び歩行者の通行が円滑に行えるよう整備に努めます。 【生活道路】 町道認定していない町管理道路で、公共性の高い道路について舗装等を実施し、道路環境の向上に努めます。	まちづくり課	継続
12	カーブミラーの設置	カーブミラーの設置については、交差点及び急カーブ箇所を優先し、自治会の要望を含め順次設置しており、今後も継続していきます。	まちづくり課	継続
13	交通安全施設の整備	交通量の多い交差点及び交通事故が発生しやすい場所については、道路の改良及び安全施設の設置に努めており、今後も継続していきます。	まちづくり課	継続
14	総合交通規制の充実	関係機関と協力して、地域の実態に即した交通規制の要望に努めます。	総務課	継続
15	道路等のバリアフリー化の推進	高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に基づく歩道の整備を実施しており、今後ともバリアフリー化の推進に努めます。	まちづくり課	継続
16	子育て世帯等にやさしいトイレ等の整備	福祉のまちづくり条例や各種の施設設置基準等に基づき、公共施設等においては、トイレにベビーベッドやベビーチェアを併設したり、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できる施設の整備を進めています。今後とも上記整備推進に努めます。	子育て健康課	継続
17	公園の整備	縁豊かで快適な住環境を形成するため、公園や児童公園、児童遊園等の整備や維持管理に努めるとともに、緑化を推進します。	観光経済課	継続
18	防犯灯設備の充実	防犯施設の適切な整備に努めます。	総務課	拡大
19	児童改札機通貨情報提供サービス	小田急電鉄株式会社が運営する児童改札機通貨情報提供サービス（あんしんグーパスIC）を、松田町の児童に無料で提供し見守り体制の充実に努めます。	総務課	継続
20	チャイルドシート購入補助	6歳未満の子どもを養育している保護者が、法に適合した新品のチャイルドシートを購入した際、その費用の一部について5000円を限度に補助する制度で、子どもの安全確保の一助に努めます。	子育て健康課	継続

# 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設

の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。子どもやその保護者が地域で安心して暮らせるための基盤として、教育・保育施設だけでなく、他の公共施設や交通網、地域の人的ネットワークも勘案して教育・保育提供区域を定める必要があります。

教育・保育提供区域として、町全域を細かい範囲で設定すると、区域を超えた利用も多くある現状から、現在の利用実態や施設運営の状況と乖離した計画となる恐れがあります。一方で、教育・保育提供区域は、量の見込みの算出や確保体制の検討のほか、需給調整の判断基準となる基本

単位ですが、利用者が居住地の区域を越えて教育・保育サービス等を利用することを妨げるものではありません。

より身近なところで、教育・保育が受けられる環境づくりを進めていくものの、第1期となる本計画においては、利用者視点、事業者視点の両視点からも、これまでの施設利用の環境をできる限り変えることなく体制づくりをすすめていくため、町全域を一つの単位とします。

## 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度では、市町村において5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、保育所や幼稚園などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。





(1) 「量の見込み」は、「認定区分」、「家庭類型」などから算出します ●●

① 認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。

以下のとおり、これまでの保育所の利用要件である「保育に欠ける事由」に追加や緩和がされています。

現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令 27 条)	新制度における「保育の必要性」の事由
<p>○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</p> <p>①昼間労働することを常態としていること（就労）</p> <p>②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）</p> <p>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）</p> <p>④同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護）</p> <p>⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）</p> <p>⑥前各号に類する状態にあること（その他）</p>	<p>○以下のいずれかの事由に該当すること</p> <p>※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができるとき、その優先度を調整することが可能</p> <p>①就労</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）</li> <li>・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。</li> </ul> <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護</li> </ul> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・起業準備を含む</li> </ul> <p>⑦就学</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業訓練校等における職業訓練を含む</li> </ul> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>

長時間（主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間の開所時間に相当）及び短時間（主にパートタイムの就労を想定。）の2区分の保育必要量を設けることとなります。

上記内容に加え、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりとなります。

	保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用（11時間）		
		保育短時間利用（8時間）		
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用（11時間）	1号認定	教育標準時間利用 （3～4時間）
		保育短時間利用（8時間）		


## ② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分に各々どれだけの家庭が該当するかを想定することが必要です。


そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と、母親の就労希望を反映させた「潜在的な家庭類型」の種類ごとに算出します。

父親		母親		パートタイム就労(産休・育休含む)			
		ひとり親	フルタイム就労(産休・育休含む)	120時間以上	120時間未満 48時間以上	48時間未満	未就労
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労(産休・育休含む)			タイプB	タイプC		タイプC'	
パートタイム就労(産休・育休含む)	120時間以上		タイプC	タイプE			タイプD
	120時間未満 48時間以上				タイプE'		
	48時間未満		タイプC'				
未就労					タイプD		タイプF



保育の必要性あり



保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭 (母子または父子家庭)  
 タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)  
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月120時間以上+下限時間~120時間の一部)  
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)  
 タイプD : 専業主婦(夫)家庭  
 タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月120時間以上+下限時間~120時間の一部)  
 タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)  
 タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)  
 ※ 育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

## (2) 全国共通で「量の見込み」を算出する項目があります ●●●●●●●●●●

下記の 1～10 事業については、全国共通で「量の見込み」の算出を行います。

### 【 教育・保育の量の見込み 】

	対象事業		対象家庭	対象年齢
1	教育標準時間認定	幼稚園	1号認定	専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭
2	保育認定	認定こども園	2号認定	共働きで教育希望が強い家庭
	保育認定	認定こども園 保育所		
3	保育認定	認定こども園 保育所 地域型保育	3号認定	ひとり親家庭 共働き家庭

### 【 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 】

	対象事業	対象家庭	対象児童	
4	時間外保育事業（保育所延長保育）	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳	
5	放課後児童健全育成事業	ひとり親家庭 共働き家庭	1～6年生	
6	子育て短期支援事業 （ショートステイ）（トワイライトステイ）	すべての家庭	0～5歳 1～6年生	
7	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭	0～2歳	
8	一時預かり事業	（幼稚園在園児対象の一時預かり）	幼稚園利用者	3～5歳
		（その他：保育所、ファミリー・サポート・センター等の利用）	すべての家庭	0～5歳
9	病児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳 1～6年生	
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	すべての家庭	0～5歳 1～6年生	

地域子ども・子育て支援事業には、上記以外に、「利用者支援事業」「実費徴収に係る補足給付を行う事業」「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」があります。アンケート調査に基づき、量を見込むものではありませんので、国の動向や本町の実情を踏まえ、今後の方向性を明記します。

**(3) 「量の見込み」を算出する項目（事業）ごとに、アンケート調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”が算出されます**

「量の見込み（ニーズ量）」の推計方法は、全国共通の算出方法（手引き）が国から示されており、下記のフローとなっています。

**ステップ1**

**～家庭類型の算出～**

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

**ステップ2**

**～潜在家庭類型の算出～**

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

住民ニーズに対応できるよう、今回の制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

**ステップ3**

**～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～**

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

**ステップ4**

**～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～**

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

たとえば、病児病後児保育事業や学童クラブ等は保育を必要とする家庭に限定されています。

**ステップ5**

**～利用意向率の算出～**

事業やサービス別に、回答者数を利用希望者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

**ステップ6**

**～ニーズ量の算出～**

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数をかけあわせることで、平成27年度から31年度まで各年毎のニーズ量が算出されます。

※ 上記ステップを基本にニーズ量を算出していますが、算出されたニーズから、どのような対象者がどのくらいの量を求め、現状との乖離状況がどれくらい生じている等、詳細に分析を行い、合理的な条件のもと、補正を行っています。

### 3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

#### (1) 幼稚園、保育所、認定こども園

##### 【事業概要】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

この他に、幼稚園、保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

##### 【現状】

本町では、平成 26 年 10 月時点で私立松田さくら保育園、町立松田幼稚園、町立寄幼稚園があり、それぞれの施設が本町の就学前子どもたちの健やかな成長を支えています。

		平成 26 年度（10 月 1 日現在）			
		1 号	2 号		3 号
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳 保育が必要
教育希望が 強い	左記以外				
児童数		237 人		128 人	44 人
園児数		145 人	78 人	37 人	7 人
定員		270 人		60 人	
定員	幼稚園	270 人		—	
	認可保育所	—		60 人	
	認定こども園	—		—	
	認可外保育所	—		—	

## 【今後の方向性】

既存施設の利用定員で幼稚園はニーズ量を確保できる見込みとなっていますが、保育所は平成 27 年度で定員を増員しても、平成 30 年度まで 8～16 人の不足が見込まれます。計画期間において最終的に待機児童が生じさせないよう努めていきます。

特に 1 歳児～2 歳児においては、母親の就労状況等で保育ニーズが発生する可能性が高いことから、3 歳児への円滑な連携を確保しつつ、弾力的な受入等による確保を図ります。

また、3 歳以上においては、町立幼稚園における延長保育の開始等もあり、2 号認定になりうる子どもの幼稚園への通園が一定数見込まれる調査結果となっているため、既存の幼稚園の事業拡充を図り、対応します。

今後、将来の少子化に対応するため公立幼稚園と保育所の適正な規模や役割などあり方にかかる検討を行い、認定こども園の導入も視野に入れて検討を進めていきます。

## (2) 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 ●●●●●●

### 【平成 27 年度】

		平成 27 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳 保育が必要	0 歳保育が 必要
教育希望が 強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		215 人		128 人	59 人	
ニーズ量の見込み		111 人	38 人	54 人	40 人	12 人
提供量 (確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、認 定こども園	270 人	48 人	30 人	12 人	
確認を受けな い幼稚園	上記に該当しない	—	—	—	—	
特定地域型保 育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—	—	—	—	
認可外保育施設		—	—	—	—	
提供量合計		270 人	48 人	30 人	12 人	
過不足分 (提供量－ニーズ量)		121 人	▲6 人	▲10 人	0 人	

保育利用率 (3 号子どもに係る保育の利用定員数/満 3 歳未満の子どもの数全体) : 22.5%

【平成 28 年度】

		平成 28 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳 保育が必要	0 歳保育が 必要
教育希望が 強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		216 人		123 人	58 人	
ニーズ量の見込み		111 人	38 人	54 人	39 人	12 人
提供量 (確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、認 定こども園	270 人	48 人	30 人	12 人	
確認を受けな い幼稚園	上記に該当しない	—	—	—	—	
特定地域型保 育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—	—	—	—	
認可外保育施設		—	—	—	—	
提供量合計		270 人	48 人	30 人	12 人	
過不足分 (提供量－ニーズ量)		121 人	▲6 人	▲9 人	0 人	

保育利用率 (3 号子どもに係る保育の利用定員数/満 3 歳未満の子どもの数全体) : 23. 2%

【平成 29 年度】

		平成 29 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳 保育が必要	0 歳保育が 必要
教育希望が 強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		188 人		121 人	58 人	
ニーズ量の見込み		97 人	34 人	46 人	38 人	12 人
提供量 (確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、認 定こども園	270 人	48 人	30 人	12 人	
確認を受けな い幼稚園	上記に該当しない	—	—	—	—	
特定地域型保 育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—	—	—	—	
認可外保育施設		—	—	—	—	
提供量合計		270 人	48 人	30 人	12 人	
過不足分 (提供量－ニーズ量)		139 人	2 人	▲8 人	0 人	

保育利用率 (3 号子どもに係る保育の利用定員数/満 3 歳未満の子どもの数全体) : 23. 5%

【平成 30 年度】

		平成 30 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳 保育が必要	0 歳保育が 必要
教育希望が 強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		193 人		120 人	57 人	
ニーズ量の見込み		100 人	35 人	47 人	38 人	12 人
提供量 (確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、認 定こども園	270 人	48 人	30 人	12 人	
確認を受けな い幼稚園	上記に該当しない	—	—	—	—	
特定地域型保 育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—	—	—	—	
認可外保育施設		—	—	—	—	
提供量合計		270 人	48 人	30 人	12 人	
過不足分 (提供量－ニーズ量)		135 人	1 人	▲8 人	0 人	

保育利用率 (3 号子どもに係る保育の利用定員数/満 3 歳未満の子どもの数全体) : 23.7%

【平成 31 年度】

		平成 31 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳 保育が必要	0 歳保育が 必要
教育希望が 強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		187 人		119 人	56 人	
ニーズ量の見込み		96 人	34 人	45 人	37 人	11 人
提供量 (確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、認 定こども園	270 人	48 人	30 人	12 人	
確認を受けな い幼稚園	上記に該当しない	—	—	—	—	
特定地域型保 育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—	—	12 人	3 人	
認可外保育施設		—	—	—	—	
提供量合計		270 人	48 人	42 人	15 人	
過不足分 (提供量－ニーズ量)		140 人	3 人	5 人	4 人	

保育利用率 (3 号子どもに係る保育の利用定員数/満 3 歳未満の子どもの数全体) : 32.6%



## 4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

### (1) 時間外保育事業

#### 【事業概要】

認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間（11 時間。ただし、新制度では標準 11 時間、短時間8時間）を超えて延長して保育を実施する事業です。

#### 【現状】

現状は、町内認可保育所の1か所（松田さくら保育園）で、町外の保育所でも概ね実施されています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	—	—	—	—	30 人
実施箇所数	—	—	—	—	1 か所

#### 【今後の方向性】

時間外保育事業の実施時間帯に保育士の配置をすることで、保育所の実利用定員分の提供が可能であるため、長時間保育が子どもの負担にならないよう配慮しながら、保育時間の延長保育を行う認可保育所を県等の補助制度と併せ支援します。

管内保育所の実施状況を基にニーズ量を算出し、これに対応可能として提供量を同数としています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	23 人	22 人	21 人	21 人	20 人
実施箇所数 (確保方策)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
提 供 量	23 人	22 人	21 人	21 人	20 人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

## (2) 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

### 【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

### 【現状】

現在、松田学童保育室、寄学童保育室の2か所で小学生4年生までの受け入れを実施しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
定員数	60人	60人	60人	60人	60人
登録児童数	47人	50人	50人	51人	45人
クラブ数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

### 【今後の方向性】

子ども・子育て支援新制度では、1年生～6年生を対象に実施することとされており、算出されたニーズ量から潜在ニーズがうかがえます。新しい運営基準を制定し、放課後の適切な遊びと生活の場の確保に努め、単なる保育ではなく、付加価値への対応としてソフト・運営面についても学校をはじめとする関係機関と連携して検討します。

提供量については、利用者の動向をみながら順次クラブ数の増設をするとともに、対象年齢の拡大についても検討していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量 (1～3年)	41人	42人	46人	44人	43人
ニーズ量 (4～6年)	37人	35人	35人	33人	33人
計	78人	77人	81人	77人	76人
実施箇所数 (確保方策)	2か所	3か所	3か所	3か所	3か所
提供量	60人	90人	90人	90人	90人
過不足 (提供量-ニーズ量)	▲18人	13人	9人	13人	14人

### (3) 子育て短期支援事業

#### 【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

#### 【今後の方向性】

養育困難な在宅の子育て家庭の支援を行う制度であり、限られたニーズに対応することになるため、状況を鑑みながら、広域圏でのサービス提供の確保なども視野に入れ、実施の是非について検討します。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	11 人	11 人	10 人	10 人	10 人
提 供 量	—	—	—	—	—
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	▲11 人	▲11 人	▲10 人	▲10 人	▲10 人

## (4) 地域子育て支援拠点事業

### 【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 【現状】

平成 14 年度に開設時し、平成 15 年度には 6,000 人を超える来所者がありましたが、その後、半数近くまで減少していました。しかし、支援拠点をアピールする自主事業の展開やニーズの高まりにより再び 5,000 人を超える来所者数へと増加しています。

(年間)					
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	3,368 人	3,842 人	4,954 人	5,788 人	5,502 人
実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

### 【今後の方向性】

子育ての相談、情報の提供、助言その他の援助に関する実施内容について、周知啓発をし、利用しやすい運営に努め、在宅で子育てをしている家庭に対する支援を行っていきます。

また、既存の保育所を子育て支援の拠点とすることにより、更なる子育て支援の場の提供をすることによって機能強化を図り、多くの潜在的な利用ニーズに対応していきます。

(年間)					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	10,054 人	9,731 人	9,624 人	9,516 人	9,408 人
実施箇所数 (確保方策)	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所



## (6) 保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業

### 【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、支援会員として登録した会員が、施設やその他の場所で一時的に子どもを預かる事業です。

### 【現状】

ファミリー・サポート・センターにおける年間延べ利用者数は増加傾向となっておりますが、特定の継続利用者が多い傾向が見られます。一方、保育所における一時預りは現時点で未実施となっております。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保育所における年延べ利用者数	—	—	—	—	—
ファミリー・サポート・センターにおける年延べ利用者数	358 人	312 人	287 人	401 人	401 人

### 【今後の方向性】

一時預かりのニーズについては多くの希望があり、平成 27 年度から松田さくら保育園でスタートしますが、ファミリー・サポート・センターでの供給体制を継続して確保し対応します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
ニーズ量（在園児対象を除く一時預かり）	3,745 人	3,693 人	3,432 人	3,455 人	3,383 人	
実施箇所数（確保方策）	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	
提供量	保育所	3,396 人	3,344 人	3,083 人	3,106 人	3,034 人
	ファミリー・サポート・センター	349 人	349 人	349 人	349 人	349 人
過不足（提供量－ニーズ量）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	

## (7) 病児保育事業

### 【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

### 【今後の方向性】

現在、未実施事業であるものの、ニーズに対応できるよう、医療機関と連携した病児・病後児保育を広域圏で検討します。

また、広域圏での調整には時間を要することが想定されるため、ファミリー・サポート・センター事業において、看護師等の専門性の高い支援会員による受け入れを検討します。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	47 人	47 人	47 人	46 人	45 人
実 施 箇 所 数 ( 確 保 方 策 )	—	—	—	—	—
提 供 量	—	47 人	47 人	47 人	47 人
過 不 足 ( 提 供 量 - ニ ー ズ 量 )	▲47 人	0 人	0 人	1 人	2 人

## (8) ファミリー・サポート・センター（就学児童のみ） ●●●●●●●●

### 【事業概要】

育児の援助を依頼したい人と支援したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学生までの子どもがいる保護者とした事業です。

### 【現状】

小学生までの児童を対象に、その児童の保護者等が「子育ての手助けをしてほしい方（依頼会員）」と「子育ての手助けが出来る方（支援会員）」が会員となり、地域で助け合いながら子育てをする会員組織ファミリー・サポート・センターには、アドバイザーを配置し援助活動の利用調整をしています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
依頼会員	101 人	115 人	135 人	154 人	175 人
支援会員	50 人	57 人	61 人	65 人	68 人
両方会員	25 人	28 人	33 人	38 人	43 人
小学生利用者	90 人	116 人	149 人	91 人	52 人

### 【今後の方向性】

ニーズ調査では見込まれなかったため、実績をもとにニーズ量としていますが、安全・安心な観点から他の事業とも連携して、放課後の児童の居場所づくりを充実していきます。

支援体制の充実及び事業の継続性を図るため、継続して支援会員の講習会を実施し、支援会員を増やしていくよう努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	52 人	52 人	52 人	52 人	52 人
提供量	52 人	52 人	52 人	52 人	52 人
過不足 (提供量－ニーズ量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人





## (10) 妊婦健康診査

### 【事業概要】

母子保健法第 13 条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣の改善を目的として健康診査を行う事業です。

### 【現状】

妊娠届出をした方に対して、妊婦健康診査受診票 14 回分を交付し、妊婦健康診査費用の助成を行っています。また、母子健康手帳の交付やマタニティスクールの開催、妊産婦訪問指導により、妊娠・出産への十分な準備を整えることができるよう支援を行っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
妊 婦 健 診 ( 実 人 数 )	67 人	71 人	65 人	67 人	58 人

### 【今後の方向性】

核家族化や都市化の進展、女性の社会進出の増加に伴い子どもやその親を取り巻く環境が急速に変化していて、子育てに不安を感じる親も増え、育児支援の要望も増加しています。このため、母子健康手帳の交付やマタニティクラス等、妊娠初期から保健指導を重視し、早期から母性意識を高め子育てへの十分な準備を整えるよう支援するとともに、妊娠 11 週以内の届出を推進し、妊娠初期から継続した支援を行います。妊娠中の異常の早期発見に努め、適切な保健指導や治療の推進を図ります。

妊娠・産褥期の口腔ケアの一環で、妊産婦歯科検診を実施し、併せて受診時にファミリー・サポート・センターの利用ができるよう配慮します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推 計 値	59 人	58 人	58 人	57 人	56 人
実 施 体 制 ( 確 保 方 策 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施場所 県内及び県外医療機関</li> <li>・実施体制 妊婦健診補助券を母子健康手帳交付時に発行。県外医療機関受診者には償還払いにて対応</li> <li>・検査項目 一般妊婦健診・子宮頸がん検診・B型肝炎抗原検査・梅毒検査等</li> <li>・実施時期 妊娠期</li> </ul>				

## (11) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

### 【現状】

保護者が安心して子育てができるよう、必要な支援や助言を行うため保健師が訪問しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
出生数等	64 件	77 件	63 件	65 件	64 件
訪問数	46 件	65 件	63 件	61 件	54 件
訪問率	71.9%	84.4%	100%	93.8%	84.4%

### 【今後の方向性】

全戸訪問について、里帰り出産等の何らかの事情を除き、訪問実施率が下がることがないように全戸訪問を実施していきます。特に育児不安や不適切な養育などの問題が発見でき、継続した支援につながるよう、できる限り直接保護者と連絡をとり、状況把握等に努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推計値	59 件	58 件	58 件	57 件	56 件
実施体制 (確保方策)	・実施体制：保健師（3名）が4か月までの乳児に対して全戸訪問を実施しています。里帰り先の自治体や、医療機関などと連携をとり、全家庭の状況の把握に努めます。				

## (12) 養育支援訪問事業等

### 【事業概要】

児童の養育を行うために支援を必要とする家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の支援を行います。

### 【現状】

保健師、児童相談員等が養育支援を必要とする家庭を訪問し、育児相談や、家事等の指導・助言による支援を実施しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪 問 件 数	15 件	12 件	4 件	8 件	16 件

### 【今後の方向性】

出産後まもない時期の養育者、疾病などの理由で一時的に家庭での養育が困難となった保護者、あるいは養育困難な家庭、ネグレクトのおそれのある家庭等を対象に、頻回に訪問するなど、他のサービス利用を調整することにより養育者の育児不安を軽減し、また家庭訪問を行うことで児童虐待の未然防止に繋げるなど引き続き支援を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推 計 値	8 件	8 件	8 件	7 件	7 件
実 施 体 制 ( 確 保 方 策 )	・実施体制：保健師（3名）が4か月までの乳児に対して全戸訪問を実施しています。里帰り先の自治体や、医療機関などと連携をとり、全家庭の状況の把握に努めます。 養育上、必要な対象者には保健師などの専門職種による継続的な訪問を実施しています。				

## (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●●●●●●●●●●●●

### 【事業概要】

教育・保育施設などの利用者負担額については、町の条例や規則により設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合が想定されており、日用品・文房具など必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用などの実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

### 【今後の方向性】

事業の導入については、国や神奈川県の動向を踏まえるとともに、町民ニーズなどを把握して、今後の事業実施について検討します。

## (14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ●●●●

### 【事業概要】

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、地域型保育事業などの整備を促進していくこととされています。新たに整備・開設した施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言のほか、他の事業者の連携施設のあっせんなどを行う事業です。

### 【今後の方向性】

今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

## 5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保に関する事項

幼児期の教育・保育を担う幼稚園及び保育所には、すべての子どもが健やかに成長するよう良質かつ適切な支援が求められます。

幼児期の教育・保育は、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、統合が図られています。

また、乳児期から小学校就学前まで、教育・保育や発達の連続性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続が行えるように、すべての子どもに平等に質の高い教育・保育を提供できるようにし、関係職員の資質向上のための研修、交流等の連携をしています。

その上で、認定こども園については、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、利用者ニーズや施設・設備等の状況を踏まえて、検討を行っていきます。

## 6 教育・保育施設と地域型保育事業の連携

幼稚園、保育所、認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設である一方で、家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を地域に根差した身近な場での保育を提供する役割を担うものとなります。

この両者が相互に補完することによって、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実につながります。本町では、満3歳以降も引き続き保育所において切れ目なく適切に保育が受けられるよう推進していくものとするが、今後は、地域型保育事業者の参入についても視野に入れながら、情報共有と連携支援の充実を図ります。

## 1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握し、「松田町子ども・子育て会議」で、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて施策を実施するものとします。

なお、5章の「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。



## 2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の仕事と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待防止・社会的養護体制・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、県と連携するとともに、県を通じ、事業者等に対する雇用環境の整備を要請していきます。

## 1 松田町子ども・子育て会議条例

平成25年6月13日

松田町条例第20号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、松田町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議の委員（以下「委員」という。）は15人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(協力の要請)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。



(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初の会議は第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)

3 松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年松田町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(37) 松田町子ども・子育て会議委員

別表第2の表中

「

生活排水処理施設運営審議会	会長	4,700円	9,400円
	委員	4,400円	8,800円

」を

「

生活排水処理施設運営審議会	会長	4,700円	9,400円
	委員	4,400円	8,800円
松田町子ども・子育て会議	会長	4,700円	9,400円
	委員	4,400円	8,800円

」に

改める。

## 2 策定経過

開催日	審議内容等
平成 25 年 10 月 8 日	平成 25 年度 松田町子ども・子育て会議（第 1 回） 1 委嘱状交付 2 会長、副会長の選出 3 議題 (1) 子ども・子育て支援新制度の概要等について 「松田町子ども・子育て会議」について等 (2) 松田町の子育ての現状等 「就学前児童数、保育所入所児童数等」 (3) ニーズ調査（事前調査）について 「ニーズ調査票（案）」
就学前児童の保護者調査 平成 25 年 11 月 15 日 ～12 月 3 日 小学生の保護者調査 平成 26 年 2 月 7 日 ～2 月 21 日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施 就学前児童の保護者調査 配布 453 通 回収 232 通 回収率 51.2% 小学生の保護者調査 配布 393 通 回収 195 通 回収率 49.6%
平成 26 年 3 月 25 日	平成 25 年度 松田町子ども・子育て会議（第 2 回） 1 委嘱状交付 2 議 題 (1) 「松田町子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童）」の結果について (2) 子育て支援サービス量の見込みについて ① サービス量の見込みの算出方法等について ② サービス量の見込みの算出結果について (3) 平成 26 年度のスケジュールについて (4) その他
平成 26 年 5 月 26 日	平成 26 年度 松田町子ども・子育て会議（第 1 回：通算第 3 回） 1 委嘱状交付 2 副会長選出 3 議 題 (1) 「松田町子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学後児童）」の結果について (2) 子育て支援サービス「量の見込み」の算出結果について (3) 子育て支援サービスの「確保方策等」について (4) 松田町子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について
平成 26 年 7 月 30 日	平成 26 年度 松田町子ども・子育て会議（第 2 回：通算第 4 回） 1 子育て支援サービス「量の見込み」の算出結果について 2 子育て支援サービスの「確保方策等」について 3 松田町子ども・子育て支援事業計画（素案）について 4 子ども・子育て支援新制度施行に伴う条例等の対応について
平成 26 年 10 月 14 日	平成 26 年度 松田町子ども・子育て会議（第 3 回：通算第 5 回） 1 子ども・子育て支援新制度施行に伴う条例について 2 松田町子ども・子育て支援事業計画（原案）について
平成 26 年 12 月 17 日 ～平成 27 年 1 月 6 日	松田町子ども・子育て支援事業計画（案）に対するパブリックコメントの実施
平成 27 年 2 月 25 日	平成 26 年度 松田町子ども・子育て会議（第 4 回：通算第 6 回） 1 松田町子ども・子育て支援事業計画（案）について 2 特定教育・保育施設等の利用者負担額について 3 保育に関する要件等について

### 3 松田町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

分野	職名等	氏名	備考
教育委員会	松田町教育委員会 教育委員長	鈴木 良三	副会長 平成 26 年 5 月 25 日まで
		安藤 文一	副会長 平成 26 年 5 月 26 日から
地域社会福祉従事者	松田町民生委員児童委員協議会 主任児童委員	松島 菊花	平成 26 年 3 月 24 日まで
		佐藤 明美	平成 26 年 3 月 25 日から
関係行政機関	神奈川県足柄上保健福祉事務所 保健福祉課長	福田 順一	
医療機関	足柄上医師会 田村小児科医院長	田村 秀一	
保育事業者	松田さくら保育園 園長	福山 秋子	
社会福祉事業者	松田町社会福祉協議会 事務局長	山崎 正晴	
子育て支援団体	保育サークルひまわり 代表	故横山ミサヲ	
子育て支援機関	松田町子育て支援センター 常勤アドバイザー	江藤 明美	平成 26 年 5 月 25 日まで
		木村 恵子	平成 26 年 5 月 26 日から
子育て支援者	ファミリーサポート松田 両方会員	加島 清美	
学識経験者	社会福祉法人 青い鳥 子育て事業部長	松山 位	会長
幼稚園児の保護者	松田幼稚園 P T A 副会長	足立 晃美	
幼稚園児の保護者	寄幼稚園 P T A 保護者代表	宇山三保子	
保育園児の保護者	松田さくら保育園 保護者代表	鈴木 美絵	
子育て支援者・ 学識経験者	臨床発達心理士	加藤 敦子	

## 4 用語解説 (50 音順)

### 【あ行】

#### 預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行なう教育活動のこと。

#### 生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力。変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力。

#### 一時預かり保育

保育者の用事やリフレッシュなど、理由を問わずに利用できる保育事業のこと。

#### 育児休業

労働者は、事業所に育児休業制度の規定がない場合でも、育児・介護休業法を根拠にその事業主に申し出ることにより、子どもが3歳に達するまでの間、育児休業を取得できる権利（形成権）のこと。（平成14年4月より）

#### いじめ

当該児童・生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

#### インターネット

世界規模でコンピュータネットワークを相互に接続したもの。インターネットにより電子メールやホームページの閲覧が可能になる。

#### NPO

民間非営利組織、ノンプロフィット・オーガニゼーション（Non-Profit Organization）の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成10年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格（特定非営利活動法人）の取得が容易になった。

### 【か行】

#### 確認を受けない幼稚園

新制度において施設型給付費の支給対象施設として確認を受けない幼稚園のこと。

## 学童保育

就労等により保育を必要とする小学校低学年の児童を対象に、放課後や学校休業日を安全に過ごせるよう指導員が保育を行うこと。

## 規範意識

社会生活を営む上で基本となるルール。

## 協働

町、市民活動を行うもの、町民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること。

## 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子ども数に相当するもので、その数値を生涯の子ども数としてイメージすることができる。

## 【さ行】

### 事業者

町内の製造業、非製造業、卸売・小売業、サービス業、商店のほか、専門的な資格や技術を持った町民やその団体、また商店街や工場同士の連携などの組織も「事業者」と位置づける。

### 児童虐待

保護者がその監護する児童（18歳に満たない者）に対し、殴るけるなどの身体的虐待、わいせつ行為など性的虐待、養育放棄などのネグレクト（Neglect）、言葉などによる心理的虐待を行うこと。

### 社会資源

生活する上での様々なニーズや問題の解決のために使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的・人的資源等の総称。

### 出生率

人口1,000人あたりにおける出生数を指す。

### 主任児童委員

児童委員の個別支援活動を援助するとともに、児童福祉全般の充実のために広域的、専門的取り組みをしたり、事情によっては地域担当の児童委員に代わって個別の児童の問題を担当する。

## **小規模保育**

0歳～3歳未満児を対象とした、定員6人～19人の少人数保育。

## **ショートステイ事業**

保護者が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊で預かる制度。

## **食育**

様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。

## **健やかな体**

自分の体に応じた健康管理（食べ物、運動、生活習慣など）を行い、自分なりの健康を保っている状態のこと。

## **総合学習**

児童・生徒の「生きる力」の育成をめざし、各学校が創意工夫を生かして、これまでの教科の枠を越えて行う学習のこと。総合的な学習の時間ともいう。

## **【た行】**

### **男女共同参画**

男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、個性と能力を発揮する機会を確保されることによって、ともに社会の活動に参画し、責任を担うこと。

### **地域子育て支援拠点**

親子が集まって過ごしたり、相談をする場、子育て相談事業。

### **特別支援教育**

障がいなどにより、学習上・生活上の困難がある子どもに対して、小中高校などに準ずる教育と自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする教育。

### **トワイライトステイ事業**

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間に不在になった場合に、その児童を夕方から夜にかけて預かる制度。

## **【な行】**

### **ニーズ**

社会的需要。

## 認可保育所

保護者や同居の親族が仕事・病気などで、昼間にお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設。

## 認定こども園

幼稚園と保育所両方の役割をもつ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能、を備え、都道府県の認定を受けた施設のこと。

## 認可外保育施設

児童福祉法第 39 条に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設で、同法第 35 条第 4 項の規程に基づく認可を受けていない保育施設。乳幼児の定員が 6 人以上の施設など、一定の条件を満たすものは市町村への届出が必要となる。

## 【は行】

### 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの、通常低年齢で発現する脳機能の障がい。

### 病後児保育

病気の回復期にある乳幼児を対象に、集団保育の困難な期間に、専用室などで保育を実施すること。

### ファミリーサポート

育児の手助けを必要とする人（利用会員）と手助けをしたい人（提供会員）の両者を結び付け、保育園の送迎やお子さんの預かり等をサポートすることにより仕事と育児の両立や、子育てする家庭を支援する事業。

### 不登校

何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状態(病気や経済的な理由によるものを除く)にあること。

### 保育所保育指針

保育の内容やこれに関連する運営等について国が定めたもの。

### 放課後児童健全育成事業

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、放課後や三季休暇中、保護者に代わって保育を行う事業のこと。

## 【ま行】

### 民生委員児童委員

「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された厚生労働大臣から委嘱されている委員。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされており、地域住民を支援する。困りごとを解決するために、福祉の制度など、さまざまな支援サービスを紹介する。

## 【や行】

### 豊かな心

他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、勤労観・職業観などのこと。

## 【ら行】

### リスク

危険（性）。

### 療育

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

## 【わ行】

### ワーク・ライフ・バランス

多様な働き方が確保されることによって、仕事と生活を調和させ、性別・年齢を問わず、働きやすい仕組みをつくること。



## 松田町子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発行：松田町 子育て健康課

〒258-8585

神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037 番地

電話：0465-84-5544

F A X：0465-44-4685